

会 議 録 目 次

令和４年第７回海田町議会定例会（第２日目）

令和４年９月２日（金）午前９時００分 開議

日程第１	一般質問	
	○西田誠一議員	４
	○石橋京子議員	７
	○玉川真里議員	23
	○大江康子議員	37
	○富永やよい議員	47
	○宗像啓之議員	51
	○前田勝男議員	57
日程第２	第39号議案	町道の路線の廃止及び認定について
		73
日程第３	第40号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
		80
日程第４	第41号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について
		82
日程第５	第42号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
		84
日程第６	第43号議案	令和４年度海田町一般会計補正予算（第３号）
		86
日程第７	第44号議案	令和４年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
		93
	（散 会）	94

令和4年第7回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年9月1日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月2日（金）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 今 岡 寛 之 |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| ( 水 道 事 業 参 事 ) |         |
| 教 育 次 長         | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課 長         | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課長       | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介 |
| 税 務 課 長         | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長        | 下 野 武 士 |
| 町 民 生 活 課 長     | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 長         | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長       | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長     | 木 村 生 栄 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

ございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。2番、西田議員。

○2番（西田） 2番、西田です。本日は1点、お伺いします。有害鳥獣による被害と駆除に関してです。昨年度より、主にイノシシ、シカを対象として有害鳥獣駆除に関する一般質問を行ってきましたが、しかしながら、今年度に入り、町内でサル被害が連続しており、駆除依頼の要望が多くなっております。山口県では人的被害が発生しております。廿日市市においては追い払いを基本としていたものをわなによる捕獲も行うこととし、予算計上したと新聞に掲載されておりました。海田町総合公園には、3群約100頭が住み着いていると聞いております。これら有害鳥獣は、天敵がおらず、駆除しなければ増加するばかりとなります。海田町における被害は、主に農作物で、今のところ人的被害は承知していないものの、海田総合公園で開催される小中学生が参加するクロスカン トリー大会では、コース際で、走ってきた選手をサルが威嚇することもありました。農作物の被害に関しては、以前の一般質問でも申しましたとおり、耕作者の耕作意欲を喪失させ、耕作を断念し耕作放棄地を増加させるだけでなく、耕作者の日々の行動が減少し、新鮮でおいしい野菜が摂取できなくなり、健康を阻害してしまうおそれもあります。有害鳥獣による人的被害は起きてからでは遅いんです。特に、子どもたちには絶対起きてはならないと思っております。このようなことにより、サルに特化した追い払いや駆除の仕組みをつくるべきであると考えますが、執行部の見解を伺います。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 西田議員の質問に答弁いたします。サルの駆除についての質問でございますが、これまでは駆除班の方々や町職員の煙火による追い払いを基本としておりました。御指摘のとおり、近年、多くのサルの出没が確認されておりますので、現在、囲いわなの設置等、駆除班の方々と協議しながら、具体的な対策について検討を進めております。

○議長（桑原） 西田議員。

○2番（西田） それでは、再質問させていただきます。サルによる苦情若しくは捕獲依頼というか、というものが役場のほうへたくさん入っていると思われるんですけども、年度経過、要するに、ずっと、過去から今年において、どのような感じで、件数が増えてきたとか、内容が分かれば教えてください。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前）駆除の依頼でございます。近年、大体、年に4件から5件というところだったんですが、特に今年に入りまして増えておりまして、既に今年に入って10件ほどございます。具体的な内容なんですけども、やはり農作物への被害、それと併せて人的な被害、それに対する不安というものが声として寄せられているところでございます。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。気候のせいというんですか、今年、短い梅雨があったせいかどうか、いろんなものの自然界の動きがおかしくなっていて、サルの動きも、本来、1回しか来なかったものが3回、4回来たりとか、変な動きがありまして、被害もかなり増えていると。餌の量も関係するかと思うんですけども、そういうことがあるので、どうしても、要は、対処しないといけないというふうになってきていると思います。もう一つ、先ほど町長の答弁にありました、煙火によるとかというのがあったんですけども、私が知る範囲なんですけども、駆除班さんが以前総合公園の奥のほうに入って威嚇、ライフルで威嚇、捕獲がちょっとなかなか、弾が当たらんらしいんですけども、威嚇の意味で発砲したらしいんですけども、この辺があったというのは承知されているかというのと、今現状はどうかというのが分かれば教えてください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現在、いわゆるライフル等の狩猟の免許を持っておられる方がお一人ということで、実際にはサルの駆除等で、そういうものを使つての威嚇等はされておられないということでございます。それと、実際に出るのが、民家の近くといいますか、縁辺部でございますので、家も近いということもありますので、実際にそれができないということもございます。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。確かに火薬を使ったライフルというのは、民家から200メートル離れないと発砲することができないという、これは法で決められていると。先ほど言いました、駆除班さんがライフルというのは、かなり奥のほうへ入って問題ないところで威嚇音を出すということをされてたと聞いてたんですけども、ただ、この方も、もう鉄砲を離されてできないっていうこと、どうなっているかなという、承知されているかなということが気になったんです。ただ、これがある程度の抑止力も効いていたというふうに聞いています。それがいいから、また動きやすくなってるんかない

うふうにも感じております。できればそういうことで、威嚇できるような方法も考えてもらえないかなというふうに思っています。次に、先ほど、冒頭で言いました廿日市で予算計上されたという話があったんですけども、この辺は調査か何か調べるというか、内容のほうですね、されてますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまのことでございますが、廿日市の担当のほうに確認いたしましたんですけども、これは、来年度の当初、お考えのようでございます。その中でやはり海田町と同様、これまでは追い払いをメインとされておったというふうにお伺いしておりますが、ただ、やはりそういった被害等々がございますので、それに、数年間かけて取り組むということで、まずはサルの実態調査、そして大きな箱わなで、群れ単位で捕獲すると。そして、実際、駆除すると。そういった数年がかりで、重点的なサルの駆除の取組をされると、このように伺っております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。やっぱり、今までなかなか取り組んでなかったものに取り組もうとすると数年がかりというか、ずっと、おらんようになるまではせにやいけんのんかなというふうに思いますので、そういった意味では費用も必要になってこようかと思います。また、仕組みづくり、どのような仕組みが海田町にそぐうとかかいものも考えなければならぬところだと思います。あと一つ、人的被害というものがいかに恐ろしいもんかというところなんですけども、特に子どもなんか、実際、通学路にも出てくるんですね。襲われて、引っかかれるとか、サルなんかは引っかくとかかみつくとかいうのがあるんですけども、そういうことをされると、感染症を持つとるんですね、野生動物って。いうものが結局、かみつかれることによって、感染症によって、大変な状態に、場合によったら死に至る場合もあるということがあるんですけど、そのようなことは御存じですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）承知しておりまして、サルに引っかかれたりかまれたりすると、外傷だけでなく、そういった感染症にもかかるということで、これは何としても防ぐべきだというふうに認識しております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。ということですね。ですから、やっぱり、イノ

シシなんかがかみつくとか、シカがかみつくということはあんまりないんですけども、イノシシの場合は牙で人の太ももを割くとかいう、重大事故になることもあるんですけど、サルの場合は細かい傷なんですけども、やっぱり菌が入っちゃうっていう、特に子どもには起きてほしくないというのがあるので、どうしてもこれ取り組んでいただきたいということです。最後になるんですけども、有害鳥獣による被害、近年増えております。都市部のほうにおいては、庭の果物を取りに来るとかいう、要は、やっぱり自然界の異変ですか、災害が起きたりとか、そういう中で増え過ぎた有害鳥獣が餌がなくなると、それで餌を求めて都市部に出てくると。海田町も似たようなもんですね。民家のほうに下りてきよりますので。そういうふうなことで、そういう実例がある中で、今度、対策のほうで、これがまた全国的にいろんなものが出てきているんですけども、例なんですけど、長野県安曇野市のほうでモンキードッグというものを育てて、要はサルの追い払いですね、いうものをこれ警察犬を育てる方が、サルに特化した追い払い犬をつくるらしいんですけども、費用20万ぐらいかかるらしいんです。それで、ただ犬を育てればいいんじゃないくて、出たときにタイムリーに犬を出さなきゃいけないので、これ住民さんが、その地域の方が協力して、その1匹の犬をみんなでサルが出たところに連れていくとかいうことをされているそうです。場合によったら、山羊を置いとくと、サルが近寄らんとかというものもテレビで報道されたりしております。要は、何が重要かいうたら、住民さんの協力がないと、駆除班だけでは、執行部だけではできることじゃないということも踏まえて、そういう住民さんも参加していただくような仕組みづくりいうものが大変重要であるというふうに感じております。とにかく、できるだけ早く検討していただき、また実施していただくようお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（桑原） 答弁よろしいですか。

○2番（西田） 答弁いいです。

○議長（桑原） 1番、石橋議員。

○1番（石橋） 1番、石橋京子です。今回は大きく5項目を質問させていただきます。

まず1、公園・関連施設の遊具・トイレ・待機所を安全に使いやすくするための対策と改善は。1、海田町総合公園遊具管理とキャンプ場のトイレ・待機所について。総合公園はコロナ禍であっても年間利用者が昨年は約15万人であり、海田町にとっては大切な観光資源といえます。また、総合公園管理のキャンプ場は完成間近で、いろいろな設備も改善され、利用しやすい仕組みになっているとは推察します。そこで、次の三つに

ついて問います。1、総合公園内は遊具のさびつきなどによる劣化やコンクリートがむき出しになっている箇所があります。町として安全対策に取り組む必要があると考えます。今後、どのような対応策を考えておられますか。2、キャンプ場に設置されるトイレには、施設対応、施設整備対応、携帯トイレブース対応などの種類がありますが、町が設置するトイレはどのような種類になっていますか。3、キャンプ場において、突然の雨をしのぐ避難待機箇所はトイレと併設される計画はありますか。項目の2で、福祉センター健康器具と町内公園遊具の改善は。町長は皆様の健康を重視すると言われています。福祉センターの施設内器具の劣化や町内公園の遊具の交換・修繕が必要な時期を迎えており、器具や遊具の交換・修繕は計画的に行う必要があると考えます。利用者の健康寿命を伸ばし、子どもたちの健康を守るために、今後、これらの交換・修繕の対策はどのようにされるのかを問います。

大きく2、大雨による下水道の氾濫箇所の対応と根本的な対策について。用水路の側溝、暗きょや道路の側溝の水の流れに対し、これまでの土砂による下水道の詰まりなどで、水路の確保ができない箇所があります。特に、はなみずき道路、町道315号線整備以降、最近の線状降水帯・大雨で降る雨水が両サイドの側溝では対応できず、用水路の側溝・暗きょにおける雨水氾濫が起きています。町道315号線の雨水浸水対策として、本格的な調査と県道の配管につながる道路配管工事が必要で、町道315号線に大きな排水管の埋設が急務だと考えます。同様に、町道3号線の商業施設付近の雨水浸水対策も新たな配管が急務であると考えます。対策が急がれるこの2か所に関し、町の考えを問います。

大きく3、環境センターを安全安心で働きやすい環境に。海田町環境センターは老朽化に加え、施設自体働きやすい環境とは言えません。運び込まれた廃棄物を保管する場所は、天井をブルーシートで応急処置され、更に床は腐食しています。管理上、安全なものへの改善が不可避であると考えます。職員の皆さんは来られた方への即時対応のため猛暑の中、簡易的な場所で待機されておられます。安心安全なクーラー付き待機室に改善する必要があると考えます。次に、施設内では、トイレは男女共有トイレになっており、労働安全衛生規則第628条により区別の必要があります。また、浴室スペースはタイルが剥がれ落ち、使用不可能です。シャワールームなどに改善する必要もあります。他市町では、既にシャワールーム対応と聞いております。以上のことから、1、廃棄物保管所の取替え、2、待機所としてクーラー付きプレハブを設置、3、男女別トイレ、

和式から洋式トイレに改善、4、風呂からシャワールームに交換などが急務と考えます。これらについて、町としてどのように対応されますか。

大きく4、町民への情報提供の手法の改革を。町民への情報提供の手法は、現在ホームページ、広報誌、町内放送、防災ラジオなどです。新庁舎に変革するこの時期、情報提供のシステムも改革する時期に来ています。町内放送・ふれあいバス交通情報・自治会情報などを身近に受け止めていただくために、海田町ライン友だち登録者に配信するとか、携帯を活用されない方には民間テレビ局のデータ放送を通じて配信できないかと考えます。データ放送では地域の情報を回覧板の代わりとして活用するなど、伝達できる方法や手法があります。海田町の防災でテレビ局と提携されているように、町の情報を身近なスマホや民間テレビ局のデータ放送を視聴することで、より一層、町内の身近な内容の情報開示ができると考えますが、町としてどのようにお考えでしょうか。

大きく5、海田町ふれあいバスをノンステップバスに。海田町ふれあいバスに乗車する際、南ルートバスは乗降口の一段一段が高く、荷物を持った方や高齢の方は膝をついて乗車されています。また、北ルート、国信方面行きは段の低いバスではありますが、やはり段差が気になります。これらの方々が利用しやすくするために、ノンステップバスにしてはどうでしょうか。町としてどのように考えておられますか。以上5点、御返答よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問に答弁いたします。

まず、海田総合公園の遊具管理とキャンプ場のトイレ・待機所についての質問でございますが、1点目については、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ることを目的に、令和2年度に海田町公園施設長寿命化計画を策定し、毎年度、計画的に補修又は更新を行っております。また、損傷や異常等が生じた場合には、適宜、修繕や更新を行っているところでございます。2点目につきましては、キャンプ場内の施設対応となる独立型のトイレを1棟新設する予定です。3点目については、トイレと併設した待機所を整備する予定はありませんが、キャンプ場内に屋根付きの炊事棟を2か所整備する予定ですので、突然の雨の際には一時的に退避していただけるものと考えております。続きまして、福祉センターの健康器具と町内公園遊具の改善についての質問でございますが、福祉センター内の健康遊具につきましては定期的な保守点検を行い、必要に応じて適切に修繕を行っているところでございます。引き続き、定期的な保守点

検による維持管理を行いながら、リース契約も含めた様々な整備の手法について検討を
してまいります。次に、町内の公園遊具の改善についての質問でございますが、総合公
園と同様、一般公園につきましても、海田町公園施設長寿命化計画に基づき、毎年度、
計画的に補修又は更新を行うとともに、損傷や異常等が生じた場合には、適宜、修繕や
更新を行ってまいります。

続きまして、大雨による下水道の氾濫箇所の対応と根本的な対策についての質問でご
ざいますが、水路の土砂による詰まりなどが発生している箇所については、適宜、浚せ
つ等を行い、水路の能力を確保できるよう維持管理に努めてまいります。次に、近年頻
発している局所的な豪雨により、町内の複数箇所で道路冠水などの浸水が頻繁に発生し
ていることから、現在、雨水管理総合計画において対策が必要となる地区の優先順位と、
優先順位の高い地区については、対策方針について、現況把握を行った上で浸水シミュ
レーションを活用して検討することとしております。御質問の町道315号線及び町道3
号線周辺の浸水対策についても、この計画に基づき、整備時期の検討等を行い、できる
限り早期に町全体で浸水被害の軽減が図れるよう努めてまいります。なお、雨水管理総
合計画につきましては、今年度中に取りまとめ、早急に対応が必要な地区は来年度から
詳細な計画を立ててまいります。

続きまして、環境センターの施設の改善についての質問でございますが、施設のトイレ
については、今まで慣習的に1階と2階を男女別に利用していたところ、明確に分け
る形で対応しております。他の施設改善につきましては、町民や職員等の安全を第一に
考え、緊急性を考慮しながら順次改善を図ってまいります。

続きまして、町民への情報提供の手法の改革についての質問でございますが、町とい
たしましても、効果的な情報発信は重要であると認識しております。こうした中、県内
においても、住民への情報発信などの方法として、ラインを活用して、効果的な情報発
信を行っている自治体や、他県では民間放送局のデータ放送を通じた情報提供を行っ
ている自治体があるなど、様々な手法が取り入れられているところがございます。こうし
た他の自治体の事例について、それぞれの方法におけるメリット・デメリット、費用対
効果などを検証し、効果的な情報発信などの在り方を検討してまいります。

続きまして、海田町のふれあいバスをノンステップバスにしようかという質問で
ございますが、議員御指摘のとおり、バスの乗降の際に段差がなければ、高齢者の方々
などにとって利便性の向上につながるものと考えております。しかしながら、ノンステ

ップバスは、その構造上、小回りが利かないという特徴があります。ふれあいバスの運行ルートには幅員の狭い道路が数箇所あり、ノンステップバスの運行は困難となっています。また、北ルートを運行している小型車両にはノンステップ型がありません。今後、道路の状況の変化や車両の改良などによりノンステップバスの運行が可能になるようであれば、車両の変更について検討をしてまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、再質問をさせていただきます。第1の公園関連施設遊具、トイレとかの話ですけれども、総合公園内の遊具のさびつきとかいう話ですけれども、全遊具の点検により小さな亀裂から事故を防ぐ、今年度、福山のほうでウォータープール、少しの亀裂があって足をけがしたという情報が入っております。大人の方でも事故に遭う。そういう報道がありましたので、遊具点検はどのようにいつ頃行われておられるのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）点検については、まず、年に1回の法定点検と、毎月ですね、これは総合公園の指定管理者ポラーノによりまして、毎月点検をいたしているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）毎月点検、これによって、しかしながら、全体的に見ますと、先ほど話しましたように、コンクリートがむき出しになっている箇所があったり、いろいろ遊具の差し替えというものが必要な場所がありますので、そういうところの対応はどのようにされておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）そういった不良箇所といたしますか、そういったところにつきましては、随時、確認いたしまして、安全性を確保すべきところ、そういった安全安心の部分について、優先順位を定めながら、その辺については状況を把握して、それで適切に対応するようにいたしております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今後もそのようによろしくお願いいたします。次に、キャンプ場のトイレなんですけれども、今ここに町長の答弁にありましたが、キャンプ場のトイレを1棟新設する予定だとあります。今回、9月から開放という情報が入っておりますけれども、

まだトイレはできていないのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現在はまだ整備中ということでございまして、現在はリースのような形で、簡易的なトイレを設置いたしております。ですから、整備に合わせて、今後、今、町長答弁にもございましたように、ちゃんとしたトイレを整備してまいる予定でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）キャンプ場のトイレ、今まで使っていた子どもたち、それから、私たちもよくキャンプ場を利用させていただきましたけれども、虫が入ってきたり、ごみが落ちていたり、とても衛生上、安全安心とは言えない状態でありました。中身が見えたりして、トイレをとうとう我慢して公民館まで帰って使用するというような形の子どももいたりしましたので、是非、この新しいトイレは虫も臭いもない、子どもたちでも安心安全にできるようなものによろしく願いいたします。それから、今、キャンプ場において、2か所の屋根付き炊事棟を設置されるということですが、どこの場所に設置される予定でしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ちょっと図面がないので、なかなか言いにくいんですが、まず、今、橋を渡ってもらったすぐのところ、ちょっと下のほうにトイレを設置して、また、それより上のほう、ですから、下と上に分けた形で、ある程度、皆さん利用しやすいような配置でもって整備する予定でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）橋といいますと、私が記憶している橋のことだと思いますけれども、今まであったトイレの位置にトイレがあるということと、そのへりに炊事棟があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）トイレは、今のトイレの位置とは若干違います。若干、上のほうになるんですが、それとあと、駐車場のほうにもトイレを設置しますので、そういう意味である程度キャンプ場を利用される方がそちらのトイレ、それで駐車場にも使えるというような形で、ある程度皆さんが利用しやすいような形の配置というふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）キャンプ場は遊歩道が付くというふうに聞いておりますが、その遊歩道上にも避難待機箇所が設置される予定でしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）さっき町長答弁にもございましたが、園路のことだと思うんです。

園路に待機所というよりも、先ほど言いました炊事棟のところに屋根付きのところが2か所できるということで、そちらに、突然の雨のときには待機していただけるよう、そういうふうな形で配置を考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）利用しやすいように、今後もよろしく願いいたします。それでは次、福祉センターの健康器具とか、それから、町内の公園遊具は、先ほど、リースを含めた様々な整備の手法について検討されるということですけれども、公園遊具は先ほど言われたように、順次点検などを総合公園と同じように、毎月点検、それから、年1回の点検という大きな点検があるというふうには理解できましたけれども、大きな遊具、それから器具、そういうものはリースを含めた整備の手法について検討されるということです、どのぐらいの時期で改善をしていく予定にされておられますでしょうか。もう既に、福祉センターの機器は改善していかないといけないような状態になっているようですけれども、大きな予算が必要ですので、このところはちょっと検討を早めていただくことはできますでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）福祉センターの健康器具につきましては、年に1回業者による保守点検を行っておりますし、毎日、筋トレルームの開閉のときに器具の点検を行っております。この点検を、引き続き行いながら、維持管理をし、なるべく早い時期にリース等も含めて整備していくように検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）なるべく早い時期によりしくお願いします。

それでは次に、大雨による下水道の氾濫箇所の対応と根本的な対策についてなんですけれども、今回は町道315号線を申しましたけれども、先ほど町長答弁にもありましたように、いろいろな場所で浸水被害、また集中ゲリラ豪雨の対応が必要になっております。このところに対して、雨水管理総合計画において対策が必要な地区の優先順位と

いうふうに言われますけれども、優先順位というのはどのようにされておられますでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらの優先順位というのは、町長答弁にもございましたように、現況の水路をコンピューター上で再現し、浸水シミュレーションというものによって浸水をする範囲や深さ、それに伴って影響の出る施設等を定量化した指標によって評価をし、どの地区が一番早急に整備するべきかというものを周知、皆様に御説明しやすいようにするものでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）私が315号線を取り上げたのは、315号線に平行して道路が左右にありますが、ここに町道315号線、ひまわりロードと言われている場所ですね。そのところからちょっと道路が高くなっておりますので、このところから暗きよ、それから、側溝にあふれていっている現状があります。このあふれていった水がどこに流れていくのかというものを調査していきますと、尾崎川のほうに向いて流れているというのが分かってまいりました。尾崎川の影響ならば現状に合わせてポンプなどを設置する必要があるかと思います。今のポンプでこの今の雨水が排水できるような状態でありますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）要は、町の流れていく水は、今の市街地については尾崎川に流れております。この尾崎川の排水機場のポンプにつきましては、今、県のほうで整備を進めていただいております。この整備が進まないと、今の浸水の抜本的な排水ができませんので、町としましても、適宜、県のほうに整備の要望を進めておりますので、その対策を県のほうに、早く進めていくように、引き続きお願いしてまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）県、それから国の補助を受けることができますように、これからも継続的な要望をよろしく願いいたします。これは住民不安を取り除くということになりますので、早急な要望を提出していただくことはできますでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）尾崎川のポンプの増設はこれまでも再三再四行っておりますし、議長も報告の中で行かれたように聞いております。海田町の最優先課題でございますので、

引き続きまして、町・議会合わせて、早期にやっていただけるよう要望のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）住民不安を取り除くよう、今後も引き続きお願いいたします。

それでは次に、環境センターは、今、廃棄物保管所の取替え、待機所、トイレ、お風呂、お風呂なんてみんなが入るお風呂でした、大きなお風呂ですね。タイルが剥がれておりました。この環境センター、私たちが一番、毎日毎日使って、多いときには100件も環境センターで仕事を整備されておられる皆様に対して、やはり、こういう状況は、今も言いましたように、労働安全衛生規則628条、これはトイレのことですけれども、男女別々のトイレにしよう、今は男女同じところになっております。1階も2階もトイレは和室トイレが1個ずつついております。あとは男性用でした。最初、女性が働く場ではないというふうに考えられたのかなというふうに、この施設を見た瞬間に思いましたけれども、今、100件の利用者の持込み、住民の方々もトイレを貸してくださいというふうに言われたときに、男女併用トイレの中に御案内するのが心苦しいと、職員の皆様も言っておられました。このトイレ、1階と2階にあるんですけれども、どのような対応をされるのか、ここは早急に対応する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）トイレにつきましては、取りあえず、今のところ2階を女性用、1階を男性用として運用することにしております。和式のトイレの改善については、洋式トイレに改善できるよう、これから検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）振り分けということですね。よろしく願いいたします。しかし、1階は男性用、2階が女性用というふうになっておりますが、町民の方が来られたときに、利用されるのに1階です、2階ですというふうな振り分けはなかなか難しいものがございます。町としてこのトイレの改善は急務と考えますが、いかがに考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）女性用トイレを新たに増設することはちょっと、今の施設では困難かと思っております。小便器自体を取り除いて女性用だけに改造するというのも、

金額的な問題もありますが、これも改善のときに検討させていただきます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）働きやすい環境というものが、職員の皆様の労働意欲にもつながると思いますので、そのところ一番人間には必要な場所です。早めな対応が必要と考えますが、予算をつけて改善をする必要があります。町としてどのように考えておられますでしょうか。もう一度、そのところをお伺いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁にございましたように、緊急性を考慮しながら予算をつけて順次改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）早急をお願いします。次に、廃棄物の保管場所なんですけれども、これはシルバーさんが廃材を利用して簡易的につくられたものもございます。ブルーシートで覆われた屋根、実際に現場に行ってみると、汗を流しながら皆様が一生懸命働いておられる。もう少しこういうふうにすれば、安全安心に作業ができるのに、速やかなお客様対応ができるのにと考えておられます。職員の皆様の意見を導入された廃棄物保管場所の取替えを急務と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）こちらも町長答弁にありますように、緊急性と安全性を考えた対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今ずっと話しておりましたように、労働環境というものはとても大切とおっております。待機所、これもまた働いておられる皆様が簡易的につくられておられます。ここは、今年、去年も暑い中、待機をしながらお客様対応をされておられます。クーラー付きのプレハブを設置する、この待機所、予算をつけて待機所をつくるというふうに、労働環境重視の面において早急な対応、対策はできますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）待機所の改善につきましても、職員の安全を第一に考えて対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）環境センターの皆様は、5月になると、こいのぼりを立てたり、皆様来ら

れる方を楽しませるような感じで対応されておられます。環境センターが少しでも明るくなるようにと話をされておられました。何事も後回しにせずに、働きやすい環境とはどのように町として考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、職員が意欲を持って働ける職場というのは、ある程度の環境整備というのは必要なものと考えております。そこら辺は環境センターの職員の皆さんの意見を聴きながら、今、御提案のことを全て来年度というわけにはいかないかもしれませんが、緊急性を考慮しながら、職員の皆さんが安全で働ける環境というものは順次整備していきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）順次整備をお願いします。環境の安全安心、これは職員の皆様の働く意欲を高めるものです。よろしくお願いいたします。

それでは次に、町民への情報提供の手法の改革をですけれども、町長答弁の中、ラインを活用して有効な情報発信を行っている自治体や、他県では民放放送局のデータ放送を通じた情報提供を行っている自治体があるなど様々な手法が取り入れられているところがございます、メリット・デメリット、費用対効果などを検証し、効果的な情報を発信する在り方を検討してまいりますと。検討するじゃなく、先日、バスを待つ方が7月の大雨のときに、バス停で待っていたので、来ないから役場に電話をして、当日のバスが雨天で運休になっていたということを知ったそうです。一番欲しいときに情報が入ってこない。ライン、それから町内放送、そういうもので対応ができるはずなのに、なぜバス停で待っていた方が20分も30分も待たないといけないような状態になったのか、ここに大きな問題を考えまして、今回、質問をさせていただいたわけなんです、このような対策も朝一番に、データ放送などを見るという習慣がありましたら、テレビは皆さん、各家庭にある方もない方もおられるかもしれませんが、データ放送で目で見てやる、見て体験するということもとても大事なことはないかと思います。このデジタル放送、民放のデジタル放送をいち早く海田町内にも取り入れられることはないでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）民放のデータ放送を通じた情報提供でございますが、現在、広島県において、これに対応した放送局はございませんが、導入に向けた動きをされていらっし

やるということはお聞きしております。こうした動きについて他市町の状況等を情報収集し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、広島県のところでは、私が調べた限りでは民放でデータ放送を扱っている、今からやっていこうとしている局があるというふうに聞いておりますが、そういう情報は入っておりませんか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）具体的に申しますと、広島ホームテレビさんのほうが導入に向けて動きをされていらっしゃるというふうにお聞きしております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町はいち早くよその市町には負けないように、こういう新しいデータ放送などを取り入れて、このデータ放送を使うことによって、回覧板、それから、地域の情報、そういうものが確保できるというふうに聞いております。毎日、更新もできますし、1週間ずっと置いておくこともできると。海田町ではホームページではそういうふうに配信されてはいただけますでしょうが、テレビという身近なものを通じて、この情報提供はできないでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）民放テレビ局のデータ放送でございますが、提供できる情報としては文字だけであったり、文字数や件数等に限りがある等の特徴もございます。また、毎年継続的に費用を払っていくということもございますので、費用対効果やメリット、デメリットについて検討し、町に合ったやり方というのを検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）データ放送のほうは検討をよろしくお願いいたします。次にラインなんですけれども、いろいろなラインが、町内でライン友達、海田町のライン友達になっている方がおられますが、今、家が二重サッシにしていたり、それから今のような豪雨があるときには、町内の放送が聞こえなくなっております。聞こえなくじゃなくて、聞こえにくくなっております。ラインなどで、先ほど言いました、バスが今日は休みですとか、大雨が近づいていますよというような情報だけではなく、そういう、身近にあったライン、スマホを持っている方じゃないとそういうのは見れない。しかしながら、二重サッシ

シで町内放送が聞こえない方はラインが頼りと、いつも枕元に置いて寝るんですというふうな方が多いようですので、そういうライン活動はできないでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）ラインの特徴としましては、こちらのほうから情報を送り届けるということがございますが、逆に言いますと、頻繁に関心がない情報が届いてしまうと、ブロックをされてしまうという傾向がございます。そのため、現在、取扱いとしましては、防災の情報であったり、コロナやワクチンの情報とか、そういった住民の多くの方に関心があるような重要性、緊急性が高い情報を提供させていただいているところであります。先ほどのバスの運休に類似するような関心事につきましては、関係課と連携しながら情報提供の在り方について検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）有効にそのラインを使う、また、先ほど言いました民放放送、お金がかかるかもしれませんが、身近にやはり目で見てできるようなもの、文字数は少なくとも毎日更新ができるというふうに聞いておりますので、そういうような対応、対策いうものが身近に町民への情報提供、そういうものの手法の改革をどんどんやっていこうという気持ちはあられますでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）町長答弁にもございましたとおり、様々な手法を取り入れられている市町もございますので、そういったことについて情報収集を行いながら、海田町に合った効果的な情報発信の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）効果的な情報発信の在り方を検討してください。

最後に、海田町ふれあいバスをノンステップバスにというふうに言いましたのは、ふれあいバスは買物、通院目的、最近では通勤目的の方も三迫線の方は多くなっているようです。特に高齢者の利用が多い日中、乗降者の対応の配慮が必要だと考えますが、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）高齢者の方などにとって、ステップがあったりするバスは利用しにくいという御意見については御指摘のとおりだと思います。それが解消されればよいのですが、町長答弁にもありましたように、ノンステップバスでの運行は道路状況等か

ら難しいということで、ちょっとノンステップバスでの運行は現在見合わせているところでございます。そういった乗降の際に、御苦労される方についての配慮につきましては、なかなか、例えば、乗務員の補助ができるかどうか、その辺につきましては、一定以上、道路に停車して運行等の阻害、ほかの車の運行等の阻害になる可能性もありますので、その辺については、また検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）乗降口は走行状態で地面から30センチ程度の高さ、従来のツーステップバスより6.5センチ低くなっております。最近では、乗降時にニーリング機構により、更に7センチ低くなっているバスもあります。これはノンステップバスですね。ツーステップバスは地面から床まで80センチです。これでは膝をついて上がらないと、荷物を持って、高齢の方、足が悪い方はとても安心安全とはいえません。ニーリング機構で乗降口を低くして使用すると、スロープの対応もできるんですね。今、海田町では小型車両にはノンステップバスの型がないというふうに言われましたけれども、補助ステップの併用が望まれると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）北ルートを運行しております小型車両につきましては、補助ステップが出るようになっている車両となっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）先ほど、北ルートのお話をしましたけど、段差が気になる、南ルートは本当に乗る方が困っておられる。ゆくゆくはノンステップバスに考えていくというふうに言われますけれども、今、ノンステップバスの検討してまいるということ言われましたが、ノンステップバスは今大型車両、それこそ、本当に今おっしゃったように、大型車両にしかないというふうに聞いております。今の南ルートのバスにも補助ステップの併用ということは考えておられませんでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、議員御指摘のとおり、ノンステップバスについては、まだ、大型、とても町内で循環バスが運行できるルート上ではちょっと困難だとは考えております。今後、技術革新等によりまして、そういった小さい車両でもノンステップができるようであれば、それは当然に検討していかなければならない課題だと思いますが、現状においては困難でございますので、今後の状況を見守りたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、大型車両の話が出ましたが、この南ルート、補助ステップの併用はできないのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）車両の仕様としまして、そういう補助ステップが出るもの出ないものがあるとは思いますが、ちょっと申し訳ありませんが、今使用している車両につきましては、補助ステップの機能がない車両であるのだと、確定ではないですけど、そういう機能がない車両なのではないかと考えております。それが実際にできるかどうかにつきましては、そういう使用上の問題等もあるかと思しますので、困難であると考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）ふれあいバス、見ておられんのんですか。これ、住民さんに対応するということに対して、やはり実際に見て、自分が上がって、どういうふうな対応ができるのかということを考える余地はないのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）現状の車両においてステップが可能であれば、そういう仕様があるのであればそれは対応可能だとは思いますが、今現在、芸陽バスが使用しております車両においては、そういった補助の機能がないから今、現状でありますので、そこは段差があるということで高齢者の方、上がりにくかったりされるそういったものは把握しておりますが、今現在、改修のしようがないので、今後の検討課題とさせていただきたいということでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、住民の目線に立った、そういう障がいを持った方、高齢の方、利用者の方、どんどん増やそうというふうに思われている海田町ふれあいバスなんだろうが、今の状況でしたら、やはり、なかなか利用者さんの目線に立ってつくられていないような気がします。先ほど言いましたように、買物、通院目的が多いふれあいバスです。ここをとても大事に考えていただかないと、1段踏み台を出すとか、そういうふうに対応される、私は京都のほうでもそういうバスに乗ったことがあります。狭い道路でも体の不自由な方が来られたら、1段台を持ってきて乗せてあげるというような対応を見たことがあります。海田町の運転乗務員さんですかね、そういう人の配慮はどのよう

に言われて指導されておられるのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども課長のほうが答弁したんですが、現在1人で運転手さん、ワンマンで運行しとる状況の中で、海田町の道路状況も狭い区間が多い。そこでステップを持って行って乗車していただく、その時間等もかかれば、当然渋滞も起きるというような状況の中で、やはり、我々としても多くの方に通院とか買物で、この循環バス、生活利便性の向上ということも掲げておりますので、是非とも使っていただきたいということもありますので、そこら、芸陽バスのほうと協議しながら、実現可能性について話をさせていただければと思います。もしかしたら、それは無理かもしれないんですけど、協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）協議していただいて、住民サービスに努めていただければと考えます。今回、5点の質問をさせていただきましたが、住民の生活に密着した内容でございます。町としてこの五つの課題を早急に皆様の手元に、住民の皆様の手元に届けるような考え方で、急務な行動を町として行っていただきたいと考えます。町長として、この課題、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）石橋議員から御質問、御指摘いただきました内容につきましては、住民の皆さんが困っておられる、住民目線に立っていろいろ情報というか、きめ細かな要望をすくい取ってこられたものですので、我々としてはそこに目が行き届いてなかったという部分があるかと思っておりますので、もう一度、その原点に立ち返りまして、しっかりとどういった改善策ができるか、あるいはいろんな関係機関とか、先ほどのふれあいバスで言いますと、一緒に運行していただいております芸陽バスの話になりますけれども、そういったこともしっかりと連携を取って、できる限り改善に努めてまいりたいと考えております。

○1番（石橋）以上で終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は10時25分。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時25分 再開

〇議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、玉川議員。

〇3番（玉川）3番、玉川です。本日は大きく三つの項目について御質問いたします。

まず、大きく1点目。安芸消防署の建替え及び移転に伴う近隣中学校の生徒への合理的配慮と対策についてお尋ねいたします。これまで、安芸地区消防運営協議会において、安芸消防署の建替えに伴う移転について、海田町内に建設することに重きを置き、現海田中学校隣にある旧海田町営プール跡地に建設する予定である旨の説明を受けております。これに対して精神的ケアの面から懸念されるのは、海田中学校の生徒への影響であります。緊急時に急速な対応を受けられる点においては大きなメリットがございますが、発達障がいを含め、様々な状況で聴覚過敏等がある生徒にとっては大変大きな懸念点となると考えます。聴覚過敏を含む感覚過敏の生徒は発達障がいと併発している場合が多く、発達障がいのグレーゾーンやHSPと言われるハイリーセンシティブパーソン、とても過敏な子どもたちでございますが、と言われるような様々なことに対して大変過敏になっているために、学校生活で困難を感じている生徒も増えていると言われております。このような過敏さに苦しんでいない生徒においても、例えば、高校入試前には多くの生徒が過敏になるものであると考えられます。そこで、これらに対する配慮に対して、町としてどのような合理的配慮対策を考えておられるのかについて質問いたします。まず1点目については、感覚過敏等で繊細になっている生徒及び保護者が希望した場合、校区外への登校を認められるのでしょうか。二つ目、これらの生徒が、現在、想定で何名ぐらいおられると考えておられるのでしょうか。三つ目、校区外登校希望者への有無をアンケートや調査などで把握し、対応する考えがあるのでしょうか。四つ目、入試前の繊細な時期への配慮はどのような対策を考えておられるのでしょうか。1項目めについては、以上4点について御答弁いただきたいと思います。

大きく二つ目の項目でございます。通学路に設置している側溝や排水口の蓋であるグレーチングのスリップ事故防止策についてお尋ねいたします。南堀川町自治体では、以前より、通学路に設置しているグレーチングが雨の際に滑って危ないので対策をしてほしいという旨の要望を出していると聞いております。しかしながら、その際、変えらなると、予算がないとの回答しかもらえず、大変不安な思いをしている保護者や住民がいるとお聞きしております。グレーチングに関しては、全面的な取換え以外にも滑り止

め加工の実施などの対策もあり、ほかの自治体では効果を上げております。自治会やPTAなどでは意見や要望を言える機会も少なく、要望しても改善されないため、子どもたちが滑って転んでしまったとの話も聞いております。全面取換え以外にも様々な方法があり、特に、大雨のときに浸水しやすい海田西地区にとっては大変不安全な状況下で、児童生徒が登下校していることを重く捉え、早急にグレーチングの滑り止め加工等をすべきであると考えております。町内全部をそのようにすぐにしてくださいというのではなく、まずは通学路に設置しているグレーチングに対して、滑り止め加工を早急にすべきであると考えておりますが、町が安全対策として取り組む考えがあるのか御答弁を求めます。

大きく三つ目の項目について。自治会・町内会などの活動に対する支援対策についてお尋ねいたします。総務省では自治会・町内会の活動に対する持続可能性について検討が進められ、今年の4月には報告書も掲載されておりました。海田町では多くのマンションや新興住宅が増え、若い世代の流入が増加し、人口が増加している面といえ良い傾向にあると言えるのですが、逆に若い世代にとっては、自治会や町内会などの活動が負担になり、加入しない世帯も増加傾向にございます。総務省の検討資料を見ても、自治会・町内会の活動持続可能性を向上させるためには、子育てや仕事の両立をしている現役世代の参加促進、また行政の依頼事項や活動の見直しによる役員等の負担軽減が重要であるとされております。そこで1点目、現在機能していない、又は持続が困難な自治会・町内会等はどれくらいあるのか掌握しておられますでしょうか。2点目、自治会や町内会に入っておられない未加入世帯はどのくらいあるのでしょうか。3点目、総務省では自治会の負担軽減の取組について紹介し、条例等によって対策するように進めておられます。海田町では現在、役員への負担が大きく、災害時の共助に関しても自治会長に丸投げしているといっても過言ではない状況であると考えます。総務省の取組資料の中では、市区町村に自治会相談窓口等を置くことが紹介されております。逆に、補助金等を支出することと回答している自治体は多いのですが、それでは問題解決になっていないことが示されておられました。そこで、当町としてはどのような対策を検討しているのか、自治会に様々な業務を丸投げにするのではなく、自治会や町内会の相談・支援窓口を設置して、自治会や町内会の役員の負担減と各自治会の問題掌握、対策が急務と思われますが、そのような担当窓口及び支援の実施、また対策を検討していないのかについて答弁を求めます。以上、3項目について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の２点目、３点については私から、１点目については教育委員会から答弁をさせます。

まず、通学路におけるグレーチングの滑り止め要望についての御質問でございますが、これまでも既設のグレーチングについては、傾斜部分などの滑りやすい箇所や老朽化して取り換える時期にきているものについては要望等を踏まえ、滑り止め仕様のグレーチングを設置するようにしています。今回、御要望のあった箇所については、一度に全部を取り換えることが予算上困難であったため、簡易工事で対応可能な範囲で滑り止めのあるグレーチングに取り換えております。今後も通学路を中心に、降雨の際滑って危険な箇所については、議員御提案の滑り止め加工を含めた対策を検討してまいります。

続きまして、自治会・町内会の活動に対する支援についての質問でございますが、１点目の機能してない、持続困難な自治会については、１自治会が解散し、２自治会が休止しています。２点目の未加入世帯については、令和３年１１月に実施した自治会アンケート結果の加入率から逆算すると、約４,０００世帯が未加入の世帯となるものと考えております。３点目の担当窓口の設置及び支援については、魅力づくり推進課と住民活動センターにある自治会連合会の事務局で相談や要望をお聞きしております。支援につきましては地域や自治会ごとの事情もあり、求めているものが違うところがございますが、その中でも自治会長をはじめとした役員のなり手不足は共通の課題でございます。こういった課題や負担軽減について、自治会連合会の正副会長会議、理事会の場などで様々な意見交換をしており、より良い支援策をともに考えていきたいと考えております。

それでは１点目については、教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。安芸消防署移転での海田中学校生徒への合理的配慮についての質問でございますが、このことにつきましては今後のスケジュールが明らかになっていないことから、具体的な対応につきましては、今後、検討していく必要があると考えております。１点目については、このような状況にかかわらず、教育的配慮が必要であると認められる場合においては、個別の状況に応じて区域外就学を認めることとしております。２点目については、海田中学校区の小中学校に所属している音に過敏であると報告を受けている児童生徒につきましては、程度の差こそご

ざいますが、数名把握しております。３点目については、各小中学校への照会や保護者等との教育相談により把握してまいります。４点目については、消防署等の隣接の有無にかかわらず、受験期の配慮が必要な生徒に対しまして、子どもの状況に寄り添い、個々の特性に応じた学習方法を身につけさせ、集中して取り組み、学力をつけていけるよう学習環境づくりを進めてまいります。以上です。

○議長（桑原）玉川議員。

○３番（玉川） それでは、再質問させていただきます。まず第１点目の教育場面、海田中学校に対する合理的配慮についてですが、具体的な対応については今後検討していく必要がある、確かにそうなんです、もう、おおむね方向性が見えてきているというふう聞いておりますので、そこについてしっかりと考えていただいているところであろうかと思います。まず、地区外の通学について認めていただいていることに関しては、多くの保護者等へ周知していただきまして、もし具体的に建設が始まり、消防署が移設された場合には、しっかりと、今は数名の児童生徒についての聴覚過敏について掌握しているというところなんですけれども、なかなかこの聴覚過敏については分かりにくい症状であると、これ病気ではなくて症状なんですけれども、これについては発達障害のみならず、例えば、けがによって音への過敏さを感じる子どもさんもいらっしゃいます。また、ほかの身体的な疾患によって聴覚過敏になられるお子様もいらっしゃいます。文部科学省が出している様々な検討会におきましては、例えば、令和２年の６月３０日の新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議第８回目においても、また、令和２年３月１１日におかれまして、第９回の学校設置の在り方に関する調査研究協力者会議においても、感覚過敏、聴覚過敏のお子様の配慮に関したものに関して、例えばＩＣＴの活用であったりだとか、別室での配慮であったりだとか、高校受験につきましては、なかなか校区外登校に変えるということができない場合においても、そのような、例えば、自宅でのＩＣＴを利用したオンライン授業のことにしても触れておりました。そのような配慮を今後検討していただきたいと思うんですけれども、ここに書いていただいておりますように、子どもの状況に寄り添って学習方法を身につけさせて、検討いただくということなんですけど、例えば、ＩＣＴの利用でどうしても聴覚過敏等で救急車サイレンの音等で過敏になって集中できないという場合には、オンラインでの授業等についても御検討されているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）ＩＣＴに関わる指導についての検討ということの御質問だと思いますが、現時点におきましても、この感覚過敏等に関わる子どもに限らず、様々な事情によって子どもたちが学習環境の機会を確保するという観点で、学校のほうは対応しているところがございます。今後も引き続き、そのように対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○３番（玉川）ありがとうございます。じゃ、ＩＣＴで、例えばオンライン授業に変えてくださいと言われた場合には、それは欠席ではなくて出席扱いとしてカウントされるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）文部科学省のほうも、現時点で、その学習の内容にもありますが、そのように出席扱いとしてもよろしいという状況が整えば、カウントすることは可能であるとされております。そのように対応していきたいと考えています。

○議長（桑原）玉川議員。

○３番（玉川）今回のような多分、中学校のすぐ隣に消防署ができるというケースは、全国見ても、例としてはあまり多くないのではないのかなというふうに思います。サイレンに伴って、どこどこで何々が起きました、直ちに急行してくださいというような放送も、消防署内では流されるんですね。そういう中で動揺をしてしまう子どもたちが、希望した場合には、当町においては出席扱いとするというふうに考えておられますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）あくまでも想定の話ですので、ここで確実にどうこういうことは言えないと思います。緊急車両ということにつきましては、音というサイレン、社会的に認知されておるもので、意外に近くにあっても聞かざるを得ない、遠くにいても場合によっては入ってくるものです。その中で、特に過敏な子については、先ほどおっしゃったように、配慮が必要であろうというふうに考えております。やはり、そこは具体、個別をもって、その子の、例えば反応する音の領域であるとか反応であるとかというところを見ながら配慮していくようになるかというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○３番（玉川）今のお言葉については、聴覚過敏、感覚過敏についてまだまだ知識が不足されているのではないんではないのかと、専門家の私からすると思わざるを得ません。

感覚過敏というのは、文科省の中の資料を読まれても分かるように、サイレン等には非常に敏感に反応するものなんです。ADHDのお子さんもしかりですけども、例えばおけがをして、脳に損傷を受けたお子様についても、痛みとして捉えられたりだとか、今言われたような何をもって、じゃ、それに対してこれは適切かどうかというのを、聴力検査で分かるわけでもございません。これは主観的な感覚でございますので、何をもってそれはよい、それはいけないというふうに判断されとお考えなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）診断というか調査というか、例えば、先ほど言われたように聴力検査等で分からないということについては、御本人の感覚の問題ですので、それは承知をしております。こちらが情報として見取るというのは、一つは一般的なお医者さんの、例えば病気であるとか、それから事故であつたりけがをしたりした場合には診断というところと、それから御本人、それから保護者の方が通常の生活を見られて、どのようなことに苦慮されているかということの情報をもって、こちらが判断することになると思いますので、やむを得ないというふうに判断した場合には、先ほどもありました、例えば出欠の認めであるとか、区域外就学ということもあり得るということは承知をしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これにおきましては、聴力検査で分かるものでもなく診断書で分かるものでもなく、今申し上げたように、主観的な感じ方というふうに言われております。専門家の中でもこの問題については非常に難しい問題であり、特に配慮をすべき問題であるというふうに文科省のほうでも書かれておりました。これについては、本人及び保護者の希望があれば、それに対応すべきであるというふうに文科省のほうは記載されております。だからこそ、調査、アンケート等、本人、保護者の希望をしっかりと聞いていただいて、それに対応していただくということが求められているんですが、海田町においては何でもかんでも診断書、又は根拠というふうに言われます。この主観的な困難に関してはなかなかそこがまだまだ医療の、特に診断において難しい面と言われているところなんですね。ですから、その主観的な困難というのをしっかりと配慮していただき、本人及び保護者が希望したら、その場合には配慮をするということをやっていただけるように、当町としてはするべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）します。さっきの診断書は通級に入るとか入らないとか、特別支援学級に入るとかいうそういう構造上の問題であって、これについては合理的配慮をするので、そういう認められるようなことがあればしますので、区域外就学も認めます。ICT教育もします。御心配なさないでください。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。それはまたしっかり保護者と児童に伝えていただきたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

次の2点目について、グレーチングの問題についてでございますが、これ、現在、もうしていただいている場所があるというところだったと思います。これはその申し出た、例えば自治会長なりPTAの方々に周知をされましたでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まだ半分までしか終わっておりませんので、まだ完成してない。ただ、途中経過を怠っていたところは十分反省しておりますので、今後、このようなことがないように気をつけてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）多分、そのようなことだったんじゃないのかなというふうに思っております。要望があった場合に要望した側は、その後どうなっているんだろうか、取り扱ってもらえなかったんだろうか、特に予算ということを言われると、住民さんはそれ以上言うことができません。なので、やりますとか、やっていますとか、ここまでできていますというような情報は、適宜、要望があった住民さん、又は特に町内会長さんとかは日々どうなっているんだ、どうなっているんだというふうに聞かれるんですね。だからこそ、困っていらっしゃる。それをストレスに感じてしまう町内会長さん、またPTA会長さん等がおられることをしっかり肝に銘じていただいて、今後はお伝えいただけますようよろしくお願いいたします。

次に3点目、ここが一番難しい点だと思いますが、自治会の在り方についてでございます。現段階において、既に解散している自治会が1件あり、また休会している自治会が2件あるということですね。更に言うと、未加入世帯が4,000世帯あると考えているということでした。これに対して、海田町では、いつも自助・公助・共助、特に共助について災害の場合にはお願いしたいというふうに言われておられると思いますが、このような状態でその共助機能が発揮できると思われておりますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）自治会の運営のことではない、災害のことから私のほうから答弁させていただきます。今、呼び掛け体制づくりも含めてそうなんですけど、地域の方々にたくさんお願いしているのは事実でございます。ただ一つ、御理解いただきたいところは、行政ではどうしても手が届かないところがございます。職員が自らその地域に住んでいるとか、ずっと常駐しているのであればすぐできることも可能なんですけど、なかなかそうではいけないところを共に地域で支え合っていただければというようなところから、今、呼び掛け体制づくりであったり、共助というふうな形でお願いしているところがございます。なかなかたくさんお願いするところもあって、地域の方については負担になっているところがございますが、できるだけ御理解をいただきながら、公助でもできるところは率先して行ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今の御答弁について、更にお聞きしたいんですけど、総務省が、今現在、自治会町内会の活動の持続可能性であったりだとか、それについてコミュニティの在り方について検討され、その報告書が出ていることについては勉強されておられますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員の御指摘のものは総務省が4月に出した、地域コミュニティに関する研究会報告書のことかなと思っておりますけども、当然、これについては、それまでも検討会の段階から総務省のホームページに第何回報告書、あと、途中経過報告書というのが出ておりましたので、それに対して随時見させていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）防災の面から、防災課長はどうですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのあたりは自治会担当の魅力づくり課長のほうからも聞いておりますし、分かった上で進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ここに問題があるというふうに書かれているのは、とにかくその自治会、又は町内会等の行政が協力業務を押しつけている、そこについて業務がどんどん増加しているところであるというのが問題であるというふうにしっかり書いてございます。多

分、同じ資料を持っていらっしゃると思いますので、36ページに書いてございます。何らかの負担軽減策を講じなければ今後難しいということについても触れられておりますよね。海田町としてはこの負担軽減策について、どのようにこれから策を講じようと考えておられますか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） 議員御指摘のように、報告書にも行政協力事務の軽減について触れられております。この度、4月、3月の末に1自治会が休止したときに、自治会長の代行さんともいろいろ話したんですけども、やはり、自治会長のなり手がいないことが原因だったんですけども、その遠因といいますか、それに続く要因として、やはり負担が大きいというところではございました。その中で行政協力事務もあるし、地域をまとめるという負担もあるしということで、たくさんの課題があったんですけども、その中でも行政協力事務については、昨年11月に全自治会にアンケートをしたんですけども、その中で、行政からの依頼事務、それから配布物の回覧、それから、役所の各種申請というところが負担であるというふうな回答がございました。この4月から、町長答弁にもありましたように、自治会連合会の正副会長会議や理事会で、どういうふうに軽減を図っていけばいいかということを中心に話し合っております。全てを行政のほうから一方的にこうするああるのではなくて、ここを改善してほしい、こういうところは直してほしいというのも、一定程度いただいておりますので、そこら辺を踏まえた改善策を今後共に考えていただければと思っています。今現在、明確な改善策というのがないところでございますので、少しでもいい方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） 例えば、こちらに書いております、今は二つの、魅力推進課でしたっけ、そちらと自治会連合会の事務局の2者でやられるということなんですけど、相談支援窓口等をしっかりつくられて、それで、例えば資料の作成であったりとか、自治会長さんにおいては、例えばパソコンの操作も難しいというような方もいらっしゃいます。そのような事務代行をされるとか、そのような窓口支援担当をつくられるというふうなお考えはございませんでしょうか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） ちょっと事務の代行というところなんですけども、今すぐそれをするとかしないとかというのは、ちょっと御答弁しにくうございます。そういっ

たニーズがあるということについては受け止めさせていただきたいと思います。現在やっているとしましては、自治会長さん等が役場に総会資料であるとか、役員会資料をお持ちいただければそれを刷って、場合によっては役場のホッチキス機能とか使うコピー機がありますので、そういったことを部数でまとめてお渡しすると、そういったサービスといいますか、もちろん決められた印刷代はもらっていますけども、そういったことはいただいております。先ほどの御提案についてはそういったニーズがあるということは受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）例えば、福島県については、全県民に対して健康管理調査というのをやっているんです。私のほう、福島県立医科大学でこの県民健康管理調査のほうに関わっておりましたものですからよく分かっているんですけど、ここ約180万人の人口です。その中で県民健康管理調査というのは、例えば、家族構成がどう変化しているか、また独居で、例えば高齢の方がいないかどうか、そういうことを調査できるんですよ。うちは3万人強、ちょっとですよ。じゃ、それがなぜできないのか。例えば、家族構成に関しても自治会に丸投げじゃないですか。自治会が75歳以上の方々がどれぐらい今いるのかどうかについても、皆さんにお配りをして回答していただいて、その名簿づくりまで全部自治会がやっているんですよ。それについては御存じですよ。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）要介護の支援者名簿のことで答弁させていただきたいと思います。現在、支援者名簿のほうもシステムを導入しております。いろいろ福祉関係の情報、いろいろ多岐にまたがっておりますので、そういったものを今システムのように一つにまとめてすぐ分かるような形では運営しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）だとすると、まだそのような作業をしなければならないと思っているような自治会がありますが、その辺の指示指導等ができていないのではないのかというのが1点と、もう一つ、自治会長さんからよく困られるのが、要支援者の名簿は来ます、しかしながら、これは個人情報ですので、じゃあ、もらって、自分1人で抱えるのか、どうやってこの人たちを支援したらいいのかというような困り事を聞くんですよ。これ、丸投げじゃないですか。本来、行政がしっかり掌握をして、それに対して避難に関する計画を立てて実施するのが、そういうことが必要なんじゃないですか。でも、それを、

名簿を出してお願いしますというようになっておられませんか。私の認識間違いでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）何点かございましたので、一つずつ。今、そういうふうなアナログと言ったら失礼な言い方ですけども、やり方をされている自治会がいらっしゃるいうところもあるんですけど、その自治会が現に名簿を受け取っとるか受け取っていないかにもよるんですが、受け取っておられると仮定して言うならば、いろいろやり方はあると聞いております。自治会長さんからもそういった相談は受けております。地域のことは出向いて行って、自分で処理して、それでもらったものと突合するというようなやり方をされてるところも実際にはあると聞いております。実際に、今度、これを使って重たいと、確かに受け取るのが重たいというところもございます。個人情報の扱いというのは大変厳しゅうございます。その中で重たいので受け取らないというところも実際に自治会長さんいらっしゃいます。ですが、できるだけそこはお願いというふうな形と、私どもの御協力というような形でサポートしていくので受け取ってくださいと、地域の情報をまず知っていただくところからスタートしてくださいというような形でお願いすることもあります。そのようなところから、今度、その支援のサポートの在り方というのももっと負担なんだというのも確かに聞きます。実際、丸投げではないかというふうな、議員の御指摘ございましたが、そのとおりでございます。国の施策の中で、先日も出ましたけども、その支援者の在り方について、法律が努力義務になりました。このこと自体が、10年間、国が推し進めてきたことが滞っていたというようなところでございます。この度、この範囲も見直さなければならないというところで、ある程度動いていたところで、県のほうの指定のほうもこの度受けることができましたので、このあたり、名簿の在り方、そして受け取っていただいた後の仕方、そして、優先順位、このあたりも昨日の答弁の延長にはなりますけども、確実にステップを踏んで行って、早めに皆さんに御納得行って、そして、サポートができるような体制を整えていければなと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）やはり、自治会の規模によって違うということがございますよね。例えば、私がおります南堀川町なんていうのはとてもたくさんの住民さんがいらっしゃる自治会です。しかしながら、それでも自治会長というのは1名です。その方が受け取ったと

きに、じゃあ、このたくさんの住民を1人でどうしたらいいのか、私はいつも個人情報について厳しく伝えておりますので、個人情報がかかっている中で、いろんな役員全員に配るわけにはいかないし、住民全部に知らせるわけにもいかないし、どうしていいかわからない。こういうときの場合に、先ほど言ったような相談窓口、先ほど言われたようにいろんな自治会がありますよね。自治会の要望であるとか、又はそれに対してのこういうふうになっていますよという答申であったりだとか、こういう課題があって困っているよという課題の把握、掌握ですよ。そういうところができるのが、先ほど国が言っている行政の窓口の一元化、そういう支援ということが総務省のほうで話し合われて、報告書のほうに書かれているわけなんですよ。そこについては前向きに検討していただかないといけないと思っております。これはもう短期に考えられてできる課題だと思っているんです。私、先ほど、福島県立医科大学でやっている県民健康調査について触れましたけど、なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、これ、最初、紙ベースでやっていたんですよ。それを今はオンラインでできるようになっています。オンライン、この自治会の中にもデジタル化ということが来ておりますよね。しかしながら、じゃあ、全員がパソコンを持っているかというと、そうではございません。なので、何らかの町民に対する健康調査とセットにするなり、または自治会に対する調査、今現在、家族構成がどうなっているか、コミュニティへの加入があるかないのか、また相談者の有無、こういうことも福島県の全県民に対する健康調査には網羅されているんですね。本来の目的は自殺予防であったりとか、生活習慣病の予防であったりだとか、あそこは原発がありましたので、放射能の影響に対する研究なんかでやっているのが本旨だったんですけども、ずっと何年もやってきて、分かってきたのが、家族構成の変更、またコミュニティへの参加があるかないか、相談者の有無なども併せて分かるんですよ。これ、うちの海田町でも、それを同じようにやっていただいて、それをオンラインでの回答ができるようにされたら、これはデータベース化できますよね。例えば、今までは5人家族だったけど、急に独居になったとか、この人は施設に入ったとか、そういうことが分かることができる。そうすると、誰が要支援者なのかというのが掌握できますよね。そうすると、福島県の場合だと、そこに対してアウトリーチで、看護師と保健師が行って、状況を聞きに行きます。なので、自治会のこの役割の負担にもつながってくるわけですよ。そうすると、この総務省の報告書でも書いてあるオンライン化というのにもつながってくるんじゃないのかなと思います。そうすると、デジタル化でプラットフォーム

ームができますよね。これを見れば、大体こういうことが分かるなというプラットフォームができます。プラットフォームについても、この報告書の中で書いてありますよね。プラットフォームが必要であるというふうなところが書いてあったかと思いますが。そのようにして、例えば自治会長に対して、これはもう中長期のお話に入っているんですけども、中長期的にはこうやって、どんどん、まず窓口を設置、短期的にはしていただいて、またそれに対して何らかの調査、アンケート等を全町民に対して行っていただき、それをデータベース化し、それをプラットフォームとして活用していただき、最終的に、例えば自治会長さんにはタブレットの貸与などが行われたならば、今、国が目指しているような行政の業務を丸投げするのではなくて、行政と、そして、住民が共同して、例えば、災害対策、それから地域の課題の掌握、そして、もし何かあった場合へのアウトリーチができるのではないのかというふうに考えますが、どのようにそれに対してお考えですか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） 議員御提案のプラットフォームであるとかデジタル化、今回の議員が先ほどから言われている報告書の中でも地域活動のデジタル化というところに、かなり多くのページが割かれておりまして、私もちょっと拝見させていただいたんですけど、やはり、今、短期というか、中長期の話かなと思っています。課題も多く掲げられておりまして、デジタル機器を保有しない住民が多いであるとか、住民の多くはそういうのに不慣れであるとか、そういった課題も指摘されておりますので、こういったところについて、ちょっと勉強させていただきたいと思います。総務省の報告書にかなり多くのページを割いて、改善策として載っておりますので、それは知らないよというわけではなくて、少し勉強させていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） 最後に、町長にお尋ねいたします。この自治会に対する非常に今なり手不足であったりだとか、せつかく町長頑張ってください、人口が増加している中で、若い世代がたくさん流入してくださっておりますよね。そんな中で短期的には窓口等で支援、相談をしていただきながら、先ほど言ったような、これは一つの案でございますが、町長はデジタルについても非常にお強いというふうにお聞きしております。中長期的にはデジタル化を含めて、自治会の抜本的な役割の軽減であったりだとか、町と町内会・自治会との協働についてしっかり向き合って考えていっていただけますでしょうか。最

後にお聞きいたします。町長にお願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町長への答弁を求める発言ではございましたけれども、この度、自治会の在り方について議員さんから一般質問をいただきまして、当然、この内容について町長交えて、今後どのように取り組むかというのは当然議論をしておりますので、それを踏まえまして私のほうから答弁のほうさせていただきます。やはり、その地域のコミュニティというのは不可欠なものでございまして、それを担っていただいている自治会さんの在り方については大変重要なことだというふうに認識をしております。まず、今回も御提案のありましたような窓口の一本化というところは、既にその魅力づくり推進課でありますとか住民活動センターのほうで実施をしておりますけれども、自治会さんのお困り事等、まずはそこで相談に乗っていただくということが重要なんだろうと思います。魅力づくり推進課のほうで、他部署にまたがる分野についても、まずはいったん受け付けるというところで、役場からいろんな面で自治会にお願いをしているところもあるかと思いますが、そういった情報も共有ができるんじゃないかと思います。議員、御提案がありましたような短期的なものではなく、長期的な視点、そういうものをしっかり持って、今後の取組のほうを考えていく必要があるかと思います。既に、自治会連合会さんとも在り方について検討しておりますので、こういうのを進めながら、長期的な視点を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど来のお話の中で、現状の状況においては自治会と企画課、魅力づくり推進課ですよね、企画部魅力づくり推進課ですが、そこ、更には住民活動センターも含めて、そういったところの窓口で今現状は行っております。その不足分に関して、やはり認識しないといけないという共通の課題は認識しながら、今後どのようにしていくかという話は随時行っているところです。基本的には、まず自治のコミュニティと、要するに役場ですね、公共機関の役場というのは基本的にはシステム的には違っております。これだけは先、認識しとってください。自治コミュニティをいかに大切にしながら、まち全体を盛り上げていくかというのが基本的なまちづくりという形になってきますので、そこを連携しながらやっていくというのが基本路線だというふうに思っております。その中で、今御指摘の自治会の個々のいろんな情報、これはいろんな意味の情報のセキュリティの問題とかコンプライアンスの問題とか、そういったところをいろんな形で周知

していかないといけないという、これは、システム的な問題も含んでおりますので、それらをしっかりと整理しながら、先ほど、第5点がありました、データベースを構築しながら、それらのまちづくり、将来のまちづくりに向けての考え方を確立していく、これは私自身も一番大切な話だと認識しております。そういった意味から御提案の中をしっかりと課題を整理させていただきながら、今後のまちづくりに向けて進めていくというところでございます。最後に一言申し上げますが、一番大事なのはそういったコミュニティと公務をいかに連結させながら、効率的に、かつ有益的に、言い換えれば公共性をしっかりと発揮できるような、こういったまちづくりを進めていくという考え方で今取り組んでおりますので、逐次、いろんな課題は問題点はお聞きしながら、いろんな形の方策を議論しておりますので、そこを踏まえて具体的に出てくれば目に見えるいう形になってくると思いますので、そこはまだ出せるような状況ではないという状況がございますから、少しずつ、できるところから解決していくというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）市町村と自治会等は、本来、対等な立場であるべきところというところがしっかりうたってあるんですね。何かが違うというのではなくて、対等な立場の中で、一番大切なのは、今、町長が言ってくださったような相互のコミュニケーションの中で、どう負担を減らし、担い手不足を解消していくかということなので、ちょっと再度お聞きするんですけど、この自治会の問題については真摯に向き合っていただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）現状においてもそういった形の取組をしていますし、問題点課題等を含めてお聞きしながら、お互いのコミュニケーションを図っていくという場も、答弁の中に示しておりますので、今後ともそれに向けて研究を図っていききたいというふうに思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございました。是非、これからも自治会がうまく相互にコミュニケーションが取れるようによろしく願いいたしまして、質問のほうを終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。

まず1点、駅北口のまちづくりと空き公共施設の活用についてです。先般、新庁舎移転後に未定となる、現庁舎跡地、旧海田公民館跡地、保健センター、加藤会館の活用方法等についての検討状況を全員協議会において町より説明がありました。それには、民間資本の活用を基本に検討するとされた民間売却予定の現庁舎跡地、旧海田公民館跡地は現庁舎役場地下の駐車場にある第1分団消防車両の移転先、また、基幹消防庫、詰め所、消防車両用倉庫、備蓄用倉庫としての活用と同時に、織田幹雄スクエア、西国街道の駐車場としての活用、加藤会館の2階にある教育委員会部分は、広島安芸商工会事務所、1階部分は現行の地域集会所を考えているとのことで、保健センターは、既存建物の有効活用を基本にまだ検討中とのことでした。令和3年3月に発表した第5次海田町総合計画の中や令和4年3月発行の立地適正化計画・海田町都市計画マスタープランの中に民間資本の活用をうたっていますが、この作成より現在まで、まだ5か月余りしか経っていません。決定するには少し早急過ぎませんか。町は、この地域のまちづくりの方向性として、住宅・商業複合地として海田市駅周辺と一体的な市街地形成を図るために、住宅と商業施設等が調和した土地利用を誘導するとともに、地域の街並みに配慮した落ち着いたある街並みの形成を図ることとしています。整備方針としては、課題となっている建物の密集地について、広島型ランドバンク事業の活用を図るなど、狭あい道路の拡幅、公園等の確保、建物等の更新、不燃化の促進等により、居住環境の改善を図ることを海田町都市計画マスタープランに掲げています。また、立地適正化計画の中に急傾斜地崩壊危険区域が示されていて、居住誘導区域に含めないと記載された場所に、唯一この地域にある保育所2園が関わっています。以上のことから、質問及び提案をいたします。町の目指しているこの地域のまちづくりとして、①広島型ランドバンク事業の活用や狭あい道路の拡幅により、近い将来、立ち退き問題が生じるのではないかと考えられます。スムーズにこの事業を進めるためには、代替え用地等が必要となってきます。現庁舎跡地や旧海田公民館跡地は売却や民間資本を活用するのではなく、まず、住民のため、これらの場所を残しておこうという考えはありませんか。②民間保育所2園が現在地で建替え等が不可となる可能性が高い場合、この地域から子育て支援施設がなくなることになりますが、将来的な見解を問います。③旧海田公民館跡地に基幹消防庫第1分団を検討されていますが、消防車はほとんどが道路面と面した位置へ配置されています。現在の旧公民館跡地は入り口が狭く、奥が広い敷地になっています。そして、将来的には民間資本活用にと計画のようですが、それならば、現庁舎跡地の一部分を基幹

消防庫等として設備をしたほうがよいのではないのでしょうか。県道にも東部地区連続立体交差事業に伴い整備される東西幹線道路、青崎畝線にも接するので、将来的に活動がしやすくなると思うのですが、町としての見解は。④加藤会館 2 階に広島安芸商工会事務所の移転ですが、広島安芸商工会は坂・船越・海田の商工会会員で構成されていますので、人の出入りが多いのではないかと考えられます。加藤会館では駐車がせいぜい 4 台ぐらいしか止められません。建物も次第に老朽化してくることを考えると、現在の場所に新しく建て替えたほうが長い目を見た場合、得策だと思うのですが、このことについてどのようにお考えですか。⑤保健センターは、以前にも何度か調理室として要望したことがありましたが、現在、保健センターのほうで使用しているからとのことではないませんでした。保健センターが移転する今、織田幹雄スクエアに調理室のないことから、災害時にも利用できるよう調理室を設置してはどうでしょうか。⑥以上のことから、この地域の町のまちづくりや住民のことを考えると、現庁舎跡地や旧海田公民館跡地、加藤会館、保健センター利用について、もう少し時間をかけて地域住民の声や情報収集を図った上で再度検討してはどうかと考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

大きく 2 点目、織田幹雄スクエアの入館時間について。織田幹雄スクエア使用において、織田幹雄スクエアに設立された一般社団法人海田町スポーツ協会と公民館との権限範囲はどのようになっているのでしょうか。文化祭やイベント等において、事前準備のため、8 時 30 分に入館させてほしいと思っても、公民館は 9 時からしか開館しません。せめて文化祭やイベントなどの準備が必要なときは、準備の必要な方だけでも 8 時半に入館するようにはできませんでしょうか。用途が違えばそれまでですが、参考までに市内のスポーツセンターは夏時間 8 時、冬時間 8 時 30 分に、準備の役員は入館できます。以上、2 点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の 1 点目については私から、2 点目については教育委員会から答弁いたします。

駅北口のまちづくりと空き公共施設の活用についての質問でございますが、1 点目の代替え用地としての確保及び 3 点目の現庁舎跡地への基幹消防庫の整備については、7 月 21 日の総務建設委員会及び 8 月 9 日の全員協議会においては、議員の皆様から御意見をお伺いするため、執行部の検討段階の案をお示しいたしましたが、8 月 29 日の全員協議会においても多くの意見をいただきましたので、この度の御提案を含め、皆様からい

ただいた御意見を踏まえ、執行部の案を検討し、今後お示ししてまいります。2点目の民間保育所については、7月29日に保育環境の整備について要望書を提出されている保育園もあることから、議員の皆様からいただいた意見や要望書の内容を踏まえ、執行部の案を検討し、今後、お示ししてまいります。4点目の広島安芸商工会事務所の建替えについては、商工会館の移転について、公共施設の空きなどがあれば、協力してほしいとの申出があったことから、案の一つとして加藤会館をお示ししたものであり、御提案の建替えも含めて、商工会館の再整備の協議を進めてまいります。5点目の保健センターの活用については、織田幹雄スクエアの整備に際して、議員の皆様からいただいた御意見やこの度の御提案を踏まえ、建物の活用を検討し、今後、お示ししてまいります。6点目の時間をかけて検討することについては、時期的なものを含めて検討をしてまいります。

それでは、2点目について教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。織田幹雄スクエアの入館時間についての質問でございますが、織田幹雄スクエアは公民館のほか織田幹雄記念館を併設しています。これらの施設を開館するに当たりまして、館内の安全確認等の開館準備や、現在の新型コロナウイルス感染症対策としての、例えば階段の手すり等の消毒など、万全な環境を徹底しまして、皆さんをお迎えするというために時間を要しています。したがって、開館時間を9時としています。なお、施設の管理運営につきましては、教育委員会で行っているものでありまして、一般社団法人海田町文化スポーツ協会は施設の利用者となっております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）織田幹雄スクエアの入館時間について再質問させていただきます。ここに海田公民館管理運営規則の中に、教育委員会はやむを得ない理由があると認めるときは、前項というのが、今、朝、開館9時、それから、月曜から土曜までが9時から9時半、日曜休日は9時から5時、それらの前項の開館時間を臨時に変更することができるとうたっておりますが、この間についてやむを得ない理由とは教育委員会はどのようなことをやむを得ない理由としているのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）例えば、選挙等、そういう形で町が主催するもの共催するものということで、そういう形でやむを得ないと考えているもの、例えばワクチンとかそういうのも、時間によってはそういう形もあると思います。そういうものに対してそういう形で考えておるものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ここでは、一般社団法人海田町文化スポーツ協会は施設の利用者となりますとありますが、やはり、これも町が一応補助金を出している以上は教育委員会との管理とはまた違うとは思いますが、このスポーツ協会は、やはり町民がいろんな文化、スポーツで向上するためにつくられた協会ですが、そのためにやはりイベントとかを行う場合、織田幹雄スクエアで行う場合に、9時からとなりますと、いろんなものに支障がやはり来ています。準備のしないものはいいんですが、例えば、先日行われた交歓卓球、もう9時から開館すると、それから卓球台を出して準備をしてというそういう準備の時間、それから、昨年行われた公民館まつり、それもやはりプログラムによって、住民さんは以前のおり8時半から開いているものと思ってたら9時からでということで、着物が間に合わない、準備が間に合わないということで、ちょっと交渉はしましたが、やはり、そういう、今から文化振興会が町民のためにいろんな向上を図っていきこうというときに、やはりスムーズに住民がさあやるぞという意気込みでやれるようなそういうものをするために、やはり、イベントとか準備の要るものは、要するに申込み用紙にしっかりと、例えば、教育委員会にこれこれの理由で、少し早く時間を活用させてくださいということがあって、その要件が教育委員会で認められるならば、それは許可していただけないかなと思っているんですが、その点はどのように思われますか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）文化スポーツ協会を設立して、そちらのほうでも今一生懸命活動のほうをされています。それは先ほど言われた目的と町民の方に広く文化、スポーツに親しんでいただくということで設立した経緯もでございますので、町としては、先ほど言いましたように、補助金を出したり、定期的に定例会など、うちとは連携調整なども行わせていただいております。ただ、利用となれば、やはり先ほど教育長答弁でもありましたけど、開館までに安全確認、安全確保をさせていただいて、安全安心で使っていただくというのが基本でございます。それと、今コロナ禍でございますので、やはり館内の消毒等もそういう形もさせていただいて、そういう状況で使っていただきたいというの

がございますので、議員言われることも分かるんですが、その開館時間の間の中で、どういうプログラムが組めるかいうところを、そこら辺のほうも検討しながらいうところで運営のほうをしていただければということで、うちのほうでは、教育委員会としてはそういう答弁しかできませんが、そういうところも検討していただければと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）実際に、今年の9月に行われる文化振興会ですけども、プログラムを見ましたら、やはり、ずっと、あまり支障のないものの芸術的なものが、名前が連なっているんですが、今後、やはりそういうところの配慮がないと、やはり準備しなくていいものが来てしまうと。プログラムの構成の仕方なんかがなかなか偏ってしまう、住民さんが楽しみに見に来れない、ああ、もう前半はこうだからというような思いにもなりますし、やっぱり町民サービスのことを考えましたら、そこは臨機応変に、よそに貸出すのとはまた違いますので、町民の生活の質とかそういう今のいきいきポイントみたいに、高齢の方に楽しんでもらう、日頃している活躍をここで発表してもらうとか、いろんな意味を含めて、やはりそこは、要請があったら、理由がちゃんとしたものであれば許可するべきではないかと思うんですが、再度お尋ねします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）住民さんの気持ちは分かりつつ、反対だと思います。利用時間に合わせて、利用者さんたちが工夫される、それが本来の姿だと思います。決まりがあるものを崩してまで我々のやりたいことをやらせてくれというのは、ちょっと話が違うんじゃないかと。我々が一番気にしているのは、よく分かるんですが、不測の事態が起きたときに、なし崩しにしていることが問われるんです。例えば、利用時間9時なのになら、実は少し配慮をしています、それは実は危険との裏返しなんです。なぜかという、もし利用者さんが入られた。けがをされた、階段でつまづかれて。なぜ8時45分から入れたんですか。責任の取りようがありません。そこでの我々はせめぎ合いをやっていますので、是非とも利用者の皆さんには、その点をお伝えいただいて、よく分かるんですけども、分かります、分かるんですけども、そこはやっぱりマナーとルールを守っていただきたいと思います。もしあれでしたら、ルールを変えるしかないんですけど、8時にするとか8時半にするとか、少しそれは現実味がないんです。さっきのように8時半にしますと、開館までの諸準備はままなりません。危険物が落ちていても、そのまま開館す

るようになるんです。その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）確かに今言われたように、今ちょっと少し、９時開館ですけども、実際に９時開館前から車が８時半頃から道路にずらっと並んで、これでは交通渋滞になるということで入れたこともあります。それで、私が今提案しているのは、そういうふうに出たときは８時４０分ぐらい入れたよ、このときは８時半だよと、そういう今なあなあになるから、しっかりと、例えばここにカードして、この人だけは入れますとかいうようにして、その時間をきっちりとしたほうが、今後、今からやはりどうしてもそういうなあなあな面が出てくると思うんですよね。ですから、そういう面ではっきりしたほうがいいんじゃないかということで私は提案しているんですけど、いかがですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）なあなあにはしていませんので。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）それと、今安全面を考えてということでしたけども、それは事前にどの会場を使うかによって、その安全面の確保を先にすれば、その安全面の確保がされない、確保できないということですけども、その主要目的のところの会場の先にその安全確認すれば、それは可能にはなるんじゃないですかね。今確かにコロナだから消毒とかもあるとは思いますが、これが落ち着きましたら、やっぱりそういう対策をすれば可能でないかなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず、なあなあになるとかならないとかというところでいきますと、厳密にやると、やっぱり規則どおりというふうな回答になるかというふうに思います。そちらに合わせていただきながら利用を考えていただくということ、それから、使う会場までの動線も含めた全ての館は利用者の方がどう動くかということも含めて想定ができませんので、会場等について、やはり一括管理の中で安全衛生管理等もしていくべきだというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）それでは、何で広島市はそういうことができていんでしょうかね。やはり、スポーツをするところなので、用途が違うといえはそうなんですけども、その気になったらできるんじゃないんですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）広島市につきましては、指定管理、広島市のスポーツ協会のほうがされているというのも聞いております。ただ、そこはどういうふうに運用されているか、直接、聞き取りはしましたが、そのときにそういう書き物はないという回答はもらっています。先ほどのように、海田町もいう話になりましたら、やはり、職員の勤務時間等もございます。ということになりましたら、やはり職員が出てきてそういう安全確認の作業してから開館ということになりますので、そこが変わってくる、そういうこともございますので、現状、9時開館ということとさせていただいているものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、当分、9時開館で、この先いろんなイベントで支障ができたときは、その動きを見て、そのとき、また、これではということと考える気はありませんでしょうか。そのときの、まだいつになるか分かりませんが、いろんなそのイベントの動きを見ながら、今のこの9時開館ということに関して、再度、そのとき検討してみようかという考えはありませんか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）支障のないように、町民の皆様には御協力いただきたいと思います。開館時間は9時です。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）駅北口のまちづくりについてですが、何で私がここの海田公民館跡地、それから、今現在のこの庁舎跡地の売却に反対かと言いましたら、ここに載っていますが、海田市駅を中心として1キロの距離の間のところは、この誘導地域というんですかね、それに確かなっていると思うんです。それで、適正計画の中に、なぜ早いかというのは、ここの実施時期の目標が5年になっているんですよね。ほかは結構長いんですが、短期、中期、長期というふうに5年、10年、20年という継続事業の実施時期の目標を掲げていますが、やはり、ここが5年というのはあまりにも短すぎるような気がして、やはり、もう少し公有地を寝かせるというのはもったいないことですが、まだ、立地適正化計画が出て5か月ぐらいしか経ってないですぐ売却、確かに第5次計画の中にうたっていますが、やはり、本当の駅北口のまちづくりを考えた場合に、それらを全部含めて、本当に今すぐ売却するほうが正しいのか、やはりそのあたりの北口付近の住民さんの狭

あいなところとかいろいろありますが、そういうところのまず整備をどのようにしてすれば、本当に北口の開発にもなるし、そのあたりの商業施設と、それから住宅の、最初に述べられたものが生かされるのか、そのところ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）全員協議会におきましても多くの御意見をいただきました。スケジュールのことについても御意見をいただきました。この度の御意見も踏まえまして、时期的なものも含めて再度検討し、お示しのほうをさせていただければと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）再度検討とおっしゃいますが、これはどのくらいの期間をかけて、その検討して、お示ししてまいりますと書いてますけども、どのくらいの期間をかけて検討をされるんでしょう。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本日の提案も含めて、数多くの御提案をいただいておりますので、検討しまして、なるべく早くお示しをしたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、都市機能誘導区域の設定の中の海田市駅から半径1キロを目安とした区域、これに多分この地域、新町、稲荷町、中店が多分入っていると思うんですよ。この誘導地域に入っているということは、先ほど私は言いましたように、危険区域の保育所等はこの誘導区域の中にそういうものを入れなさいと書いてますけども、今の急傾斜で、一つは昭和54年、それからもう一つの園は昭和56年に建築されていますが、年数的にも大分経っています。これがやっぱり急傾斜で、建替えとなると、多分この場所は建替えが駄目な場所だと思うんです。そうすると、この地域から保育所というものがなくなっていきます。まちづくりの都市機能誘導にする場合にはそういうものも設置しなさいというふうに入っていますが、そうすると、この2園は消えてなくなるんでしょうか。だから、それを加味して、やはりそういう施設がまちづくりのために保育所がその地域からなくなることを懸念するので、やはり、そういうところのためにも土地を残すか、それか事前調査として北口の住民さんたちに、今後どのように自分たちが、例えば家を建て替えるとか、そのままずっと住み続けてとか、いろいろアンケートがあると思いますが、意見を掌握して、その上でこの民間に利用してもらうような計画を立てるというのであればいいんですが、やはりその地域に住んでいる人たち、それから、5

年、10年、この地域が今もう高齢化されていてどうなるのか、将来的な見通しを考えた上で、そういうものを誘致されるんならいいんですが、まだ本当の短期間の一、二年の考えで何か売却というような民間利用というふうなうたっているように思うんです。確かに、今度、バイパスができますと、道路が全面、前と後ろにありますので、土地価格が上がります。だから、それこそ急がないで、もう少し側道の目安がついて、それから、北口の住民さんたちの意見も聴き、それから、将来的にその保育園がそこから消える可能性があるということを考えた場合、どうすると本当にそのまちづくりとしてそのあたりが発展するのか、そこも見越しての計画をするべきじゃないかと思うんですが、それはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）跡地等の活用につきまして、議員の皆様方からも御意見をいただいておりますし、保育園から要望書のほうもいただいておりますので、それらを踏まえて、執行部の案を検討してまいりたいと考えております。住民さんの意見につきましては、やはり、ある程度の方向性を定めた上で、その内容について、住民の皆様から御意見をいただくのが望ましいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、住民さんの意向を聞くには、ある程度の案を抱えてということですけども、今、北口のそういうところの基盤整備、そういうところは短期、中期、長期、長期で20年を見通していらっしゃるんですけども、それはつくってするのか、先ほど言われた、つくって、住民さんに意向をとということですけども、先に住民さんにその北口の狭いところ、救急車も入りにくいところとかいっぱいありますが、それらの南と北口の開発を考えた場合に、先にそのあたりの住民さんの考え方を聞いた上で立案されて、そして最後、住民さんにもう一度戻してって計画を立てたほうが、この先、そのあたりの開発にはスムーズにいくのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）我々といましては、やはり住民代表である議員の皆様方と、あらゆる面での質疑もいただきながら、それにお答えしながら、活用方法について方向性を定めた上で、その内容について住民の皆様にご意見をいただき、そのいただいた御意見をまた改めて、議員の皆様方と確認をして、最終的な活用案について決定していくのが望ましいと考えております。

○議長（桑原）12時を過ぎますけれども、最後までやりますのでよろしくお願いします。

大江議員。

○8番（大江）この度はほとんど決まったような状態で、議員にかけられましたが、また、今、ある程度の案をした後に議員さんに図りますということでしたけども、それぞれの意見を把握した上で再度検討して、決定ではなく、一応、案として今度はまたもう一度議員に投げかけるということによろしいのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）検討した上で、執行部の案としてもう一度お示しをしたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、短期的でなくて、もう少しいろんな面を考えて、しっかりと検討して私たちに示してください。以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前12時00分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。5番、富永議員。

○5番（富永）5番、富永です。本日は大きく2点について質問させていただきます。

一つ目、産後ケア事業について。近年の核家族化や共働き世帯の増加により、育児を家族だけでは乗り切ることが難しくなっている中、母子保健法の一部を改正する法律が2021年4月1日に施行され、心身の不調や育児不安を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象とする産後ケア事業実施を各市町村に対し、努力義務と規定しました。産後ケア事業は、宿泊型、デイケア（通所）型、アウトリーチ（訪問）型のサービスがありますが、2021年に厚生労働省が産後ケアの利用実態に関する調査を行った結果、この事業の利用がほとんど浸透していないことが分かりました。一つ目、海田町において、産後ケア事業の周知方法はどのようにされ、利用状況はどのようなになっているのでしょうか。二つ目、海田町では産後ヘルパー派遣事業の対象を生後8週未満の子どものいる家庭とされていますが、産後ケア事業の対象と合わせて、産後1年未満にしてはいかがで

しょうか。また、訪問型サービスのうち、産前産後のママをケアする専門家の女性、産後ドゥーラが注目を集めています。ドゥーラの語源は、ギリシャ語で、ほかの女性を支える経験豊かな女性という意味で、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートするための知識・技術に関する講義・実習を受けたケアの専門家の女性で、育児や家事、上の子どもの対応など、各家庭に合わせてサービスを提供します。産後の母親に寄り添った形で、心身共にサポートを行う産後ドゥーラを活用する自治体も増えています。3、海田町でも利用料を助成する事業を始めてはいかがでしょうか。4、産後ドゥーラは出産・子育てを経験した女性が講習を受け、資格を取ることでスキルアップして経験を生かす素晴らしい職業です。資格取得の費用を助成してはいかがでしょうか。

大きく二つ目。母子健康手帳の名称について。厚生労働省は2023年にリニューアルする母子健康手帳に関し、名称を存続させる方針を検討会に示し、了承されました。しかし、近年、母子手帳を親子手帳と呼ぶ自治体が増えています。品川区も今年度から、子育てをめぐる環境や価値観の変化に伴い、妊娠中のパートナーの役割、父親の育児参加の重要性が高まってきている、として、母子健康手帳の表記を、親子健康手帳（母子健康手帳）へと変更されています。海田町でも、親子健康手帳（母子健康手帳）とし、母子手帳の母と子の健康を守る役割を大切にしながら、父親の育児参加、父子家庭や養子・里子の家庭など、家族形態の多様化にも配慮した名称にしてはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）富永議員の質問に答弁いたします。

まず、産後ケア事業についての質問でございますが、1点目の産後ケア事業の周知については、町ホームページや妊婦版・産後版のネウボラだより、子育てガイド、また、母子健康手帳交付時や妊婦電話においては、保健師が直接妊婦からの支援状況や不安・悩み等を傾聴し、妊娠期から産後ケアを周知しております。今年度の利用状況としましては、8月末時点で宿泊型が2件、アウトリーチ型が2件でございます。2点目については、産後8週以降も育児や体調の不安などを感じる子育て家庭への支援の充実を図るため、産後ヘルパー派遣事業の対象を産後1年未満まで拡大することを検討してまいります。3点目、4点目については、本町の産後の支援は、医療機関や助産師会等による産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業により、利用者のニーズを満たしていると考えておりますが、産後ドゥーラは、産後の支援に必要な知識や技術を取得し、子育て家庭に

寄り添ったサポーターであると認識しているため、今後の産後ケア事業等の利用状況や利用者のニーズを把握するなどし、産後ドゥーラへの利用料助成や資格取得の費用助成について、他自治体の先進事例を調査研究してまいります。

続きまして、母子健康手帳の名称についての質問でございますが、母子健康手帳は、妊産婦や乳幼児の健康に関する情報を記録して管理するものですが、父親の育児参加の促進や多様な家族形態にも配慮し、今後、本町においても親子健康手帳（母子健康手帳）に表記を変更するよう検討をしてまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 再質問に移ります。まず、母子健康手帳の名称ですけれども、こちら、今後、表記を変更するように検討していただけるということで良かったなと思うんですけれども、いつ頃に変更することをお考えでしょうか。

○議長（桑原） 保健センター所長。

○保健センター所長（森原） 来年度から変更できるように調整してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） じゃ、そのように皆さんが喜ぶような健康手帳、また更には母子ともつながりを大切にしながら、家族の皆さんが喜ぶ健康手帳になるようお願いいたします。

続いて、産後ケア事業ですけれども、まずは今回の決算書をいただいて、昨年度の産後ケア事業の利用者が少ないなという印象がありました。ですが、今年度の取組を見させていただくと、自己負担をゼロにするとか、すごく海田町、何だろう、皆さんが喜ぶ取組をされているなというふうには感じました。産後ヘルパー派遣事業のほうも海田町だけなので、生後8週未満というふうにされているのかなという疑問があったんですけれども、今回、1年未満にさせていただけるということで、更に窓口が広がっていくんじゃないのかなというふうに感じます。現時点で、宿泊型2件、アウトリーチ型2件というふうにあるんですけれども、こちらの件数を見て、海田町として、本当にサービスを利用したい方がこれだけで十分なのか、本当はもっといるんじゃないのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田） 当事業につきましては、育児や体調に不安がある方が利用対象となっており、産後の方全員が利用するサービスではないこと、また、利用については事前相談及び検討されていた方においても、出産後、家族のサポートが可能となる

ケースや、産後の経過が良好となりサービスを利用しない方もいらっしゃいますので、実績としては少ない結果になっているのだと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 昨年、私、やっぱり0歳児を育てるに当たって、もちろん家族のサポートもしっかりあったんですけれども、その中でもやはり1人になると不安を抱えて、心が折れそうになるときにも実際にはありました。多分、病院とかでお話するお母さんとかもいらっしゃるんで、いろいろお話を聞いていると、やはりワンオペで1人で子どもを抱えてというお母さん方もまだまだたくさんいらっしゃるんだなという印象で、その方たちは乗り越えて笑ってお話をされていることもありましたが、多分、実際、そのときには本当に不安だと思うんですね。だから、医療ケアがいるとかハードルを上げるのではなくて、ケアが必要だと思われる方のハードルを下げていくことも大切じゃないかなというふうに思います。その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田） 出産後において、不安に感じたりするようなことがあった際には、ひまわりプラザでは保健師が常時、常駐しておりますので、その都度、相談に乗らせていただいております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 窓口をもっともっと広く、もっとハードルを下げてということと、もっとサービスを充実させていただくようお願いしたいなというふうに、今後も研究していただきたいなというふうに思っております。令和4年度は、この利用料が自己負担ゼロということなんですけれども、これは今後もずっと続けていかれる予定なのか、今後はどうのような方向になっていくのかをお願いします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） この利用料の助成につきましては、令和2年度から全額無料ということで、新型コロナの関係で利用が低迷しているというところで補助を開始したものでございます。これにつきましては、県のほうも利用料の2分の1を補助しておりますので、それがなくなれば町のほうでも検討してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 私、利用料がゼロだったらいいとか、そういうふうには思っていないで、なるべく負担は少ないほうがいいですけれども、それよりは、利用する方の窓口を広げて

あげる、気軽にといったら変ですけども、気軽に相談して、気軽に利用できるという環境のほうがもっと救われるお母さんがたくさんいるんじゃないのかなというふうに思っているので、そのあたりも今後検討していただければと思います。3点目、4点目の産後ドゥーラのことですけども、こちらは確かに中国圏内ではまだまだドゥーラさんが少ないという現状もあります。関東、関西圏は本当にたくさんいらっしゃって、小さな自治体でもドゥーラさんを利用されている御家庭がたくさんありますので、これ、もっと広がっていったらいいなというふうに思っております。ドゥーラを利用するためにはドゥーラさんが増えていかないと利用もできない状況なので、この補助金制度というか、資格取得のための助成というのを提案させていただいたんですけども、この辺は前向きに検討していただけるのでしょうか。

○議長（桑原） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田） 現行の事業にしっかり取り組みながら、先進事例を調査研究してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） しっかり先進事例を参考にして検討していただきたいんですけど、一つ言えるのが、産後ヘルパーさんとかは、どなたでもなれるというのは失礼ですけども、ある一定の資格がなくてもなれるんですけども、ドゥーラさんに限ってはやはり厳しい研修、実習を受けて、それでなれるという本当に産後の女性のサポート、家庭のサポート役ということで、これからどんどん必要とされると思うので、こちらのほうの、あと、女性就労のこともありますし、子育てが終わられた方とか、そういった経験を踏まえた方が、これからの職業として、女性の職業としてもこちらとても役に立つ仕事だと思いますので、是非この辺の資格助成のほうもしっかり検討していただければと思います。家庭、皆さんがハッピーな子育てをしていけるようなサポートを町のほうでしっかり取り組んでいただければありがたいと思います。質問終わります。

○議長（桑原） 10番、宗像議員。

○10番（宗像） 10番、宗像です。

最初に委託先の管理について質問いたします。このことにつきましては、6月議会でも指摘してきたところですが、特に児童館に関する件については、その後、どのような対応をされたのでしょうか。お聞きいたします。

次に、公共交通の整備についてお聞きします。来年度は新庁舎が完成し、それに併せ

て、公共交通、特に巡回バスの路線等の検討が始まっておりますが、町で委託している循環バスは一回りするのに1時間近くかかります。海田市駅前には区画整理が終了したことにより、駅前広場の整備が完了いたしました。また、今年度、東海田地区の拠点整備の計画を策定することとしております。そこで、民間バスを活用した駅を基点とした短距離、例えばJRの駅間を運行するような路線を検討すべきでないでしょうか。質問いたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、委託先の管理についての質問でございますが、6月定例会後、町として直接現場を確認した上で、児童クラブを委託しておりますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の広島営業所の所長、エリアマネージャーと協議をし、各小学校区の支援員、補助員の意見や要望を確認いたしました。更に、月に1回、シダックス、各小学校区の支援員で開催される、責任者・副責任者会議にも町から担当者が出席し、情報交換や意見を伺っているところでございます。また、利用児童の増加に対応するため勉強時間と遊びの時間をグループごとに分けることや、余裕教室を活用しております。児童クラブの運営委託につきましては、今後も町として現況を確認し、現場の意見を聴くなど、民間事業者と密接に連携し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

続きまして、公共交通機関の整備についての質問でございますが、今年3月に策定した海田町都市計画マスタープランでは、将来の都市構造として海田市駅周辺から南昭和町周辺を中心拠点、曾田、寺迫、畝周辺を地区拠点として位置付けており、それらの拠点間を有機的につなぐ公共交通機関の必要性は認識しております。今年度、海田東地区拠点施設整備基本構想を策定することとしており、これがまとまりましたら、拠点施設を含む東地区のまちづくりを面的な視点から考えていくこととなりますので、その過程で公共交通機関について検討をしてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、委託先の管理について、町長答弁の中に直接現場を確認したとありますけれども、実際に行って、自分の目で確認されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）実際に私と担当者のほうで出向いて確認をいたしました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ちょっと私が伺ってる話と違うような気がするのですが、それについては行ったというのであればそれ以上は言いません。今までやってなかったマネージャーと支援員、補助員との意見交換会も行ったということなんですが、どの程度行われたのか答弁してください。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）この会議につきましては、月に1回実施しておりますので、議会後の6月と7月、8月につきましてはコロナが感染拡大しましたので、出席はできませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）今までもやっていたものの続きという意味ですか。それとも、新たにこれを今回始められたというふうに理解していいのか、答弁してください。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）これまでも実施されていたものに町として参加しているものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりと情報を取っていただきたいのは事実なんですが、前回、私が申し上げた中に、直していただきたいのが二、三点あったと思うんですね。今の情報交換の問題と、それ以外に、西小の、特にトイレの問題について申し上げたと思うんですよ。今回、補正予算にトイレの補正が上がってるのかなと思ってましたら、それは全く上がってない。それについて、実際にそのような情報は仕入れたんですか、仕入れてないんですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）実際に、西小学校の児童クラブのトイレの故障は見に行っております。今、来年度予算に向けて、予算計上の準備をしているところであります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）トイレの問題を来年度予算、これは毎日、それこそ随時必要なものを遅らせるようなものじゃないと思うんですが、本来なら補正に上げてでもやるような案件じゃないんでしょうか。ちょっと認識が甘いんじゃないかと思うんですが、それについてどう思いますか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 故障について見に行きまして、担当のほうから話を聞いたのでは、今、施設の外から入るトイレを施設の中から使えるようにしてほしいという要望でしたので、大がかりになるということで、当初予算で考えております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） 分かりました。もう1点、南小の密になる問題、これは余裕教室を使って今整備するということなんですが、荷物置場の関係、それについては実際見られてどうでしたか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 荷物が煩雑に置かれておりましたので、その後、ロッカーと下駄箱の不足に対応するために、コンテナを購入して配布しております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） しっかり対応していただいたんですね。これも実際に、あなた方が定期的に現地を見れば、もっと早く解決できた問題なんですよ。だから、その辺についてはしっかりと、支援会議に出るだけじゃなくて、現地を定期的に見ていただいて、現状把握しながら引き続きやっていただきたいのと、それと、実際、僕が指摘した後にすぐに、すぐではないんですが、実際にコロナのクラスターが一部どこかで発生したと私聞いております。本当に現場を見ればその可能性が十分にあることが見えるはずなので、しっかりとこれからも、これに懲りてって言うていいんか、これをきっかけにと言っいいいか分かりませんが、現状をしっかりと見て、しっかりと対応していただきたいですが、その決意のほどをお願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 今後も引き続き、現場をしっかりと見て、現状が向上するように努めてまいります。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） 次に、公共交通の整備についてでございます。確かに循環バス、今、一生懸命、我々議員のほうも、循環バス何とかせえ、こういうふうにせえとか出ております。しかしながら、循環バスで対応するのはもう既に私は限界に来ているのではないかと、このように思っています。もっともっと民間バス事業者、これを利用して、公共交通のネットワークをする必要があると思います。特に、今から東拠点地区の整備計画、

これを立てるに当たり、一番メインにされているのが新駅の問題、当然、ＪＲとすればこの新駅を開設するとすれば、乗降客の増加を見込まなければなかなか結果が出てこないんじゃないかと私は理解しております。そうした中で、この計画の中に路線バス、極端に言いますと、三迫東からのバスを引き込む、シャトルバスのような要素ですね、こういう引き込む計画も盛り込むことによって、話が前に進みやすくなるんじゃないかと。多分、ＪＲとすれば、海田市駅の乗降客を減らさずに、新駅に対して相当数の乗客数の確保をしてこいという話が出てくると思います。そうした中ではこういう循環バスじゃなくてシャトルバス、民間を使いながらやっていくことも考えなきゃいけないと思います。そうした考えを織り込んだ計画にする考えはございませんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員おっしゃられるとおり、やはり現状の乗降客数が増えるようにというのは当然出てくる課題だろうと考えております。その中で、循環バスで補えない部分を民間で定期便を増強して、そこへ人を集めるというのはかなり有効な手段と考えております。是非ともそういったことが実現するように、民間のバス会社のことでありますので、単純にここでやっていきますとは言えないんですが、そういうふうな誘導の仕方というのをバス会社に提案はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○１０番（宗像）私がお聞きしたのは、そういうことを誘導してくださいとお願いしたいんで、この計画の中に織り込むことは、そういうものをするを織り込むことはできませんかと。当然、織り込めば、言葉は悪いんですが、少し違った方向性のものが出てくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）議員の御意見も踏まえまして、どこまで反映できるかというのもございますので、計画を策定する折に参考にさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○１０番（宗像）それから、先日、ちょっと私、個人的にあった問題なんですけども、市内に出るのに三迫のバス路線に乗りましたら、何と広島駅まで１時間半、これ初めてで、１時間ぐらいかかるのはざらにあったんですが、まさか１時間半とは思いませんでした。東海田小学校の前のバス停で乗って、大正町のバス停に行くまでに約３０分間、それから、マツダズーム前まで行くのに１時間超えました。そういう意味で、それやら、実際に前

に通勤時間帯にバスに、路線に乗ったことがあるんですけども、三迫バス路線って多くの方が海田市駅前入り口で降りられております。そういう意味で考えると、町内の海田市駅を出発したシャトルバスを検討することも、公共交通の整備の、検討の中に、それを町でやれいうんじゃないくて民間バス事業者を導入してこることも検討しなきゃならないんじゃないかなと、このように思った次第です。併せて、今、海田を起点で考えた、よく町長が言われる分岐点、交通の要衝、交通の要衝から次の駅に行くまでの間、こういう路線がつくられてない。今、済生会の方面に行くために、矢野まではどうにかつながるかな。例えば、上方面にはつながってないと。そういう方面でのネットワーク、新駅ができるかできんか別にしましても、同じ矢野方面に行くにしましても、31号線、呉に抜ける国道を通るのではなく、海田町内を通すことによって、ある意味、交通のネットワークの形成ができるんじゃないかと私は思うんですよ。単純に今の路線を維持するだけではなく、その路線を使いながら何とかそういう方向性、交通の要衝である海田をベースとした一つのネットワーク、これを町内のバスでやるんじゃないくて、これ町外にも出ますから、民間事業者は。その辺をうまく使いながらやる必要性があると思います。その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）来年度、バイパス等が開通して、また車の流れも変わってきますし、また海田町内の道路の整備というところで、随分と交通環境は変わってこようかと思えます。そういった、時々で、やはり公共交通のルートの変更というのは、随時、見直していく必要があるんじゃないかと考えておりますので、そういった機会を捉えながら、利便性が向上するように検討、循環バスだけではなく民間バス会社のほうも協力を得ながら考えてまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）町長も多分同じような考えをお持ちじゃないかと、こういうふうに思っております。是非とも公共交通会議ですかね、のほうでも、こういうことも踏まえてしっかりと議論していただきたい。単純に町内の循環バスだけの路線ですと、絶対無理が来ますし、相当の町の経費を突っ込まなきゃいけない可能性が十分出てきますので、民間をうまく使う。そういうものも含めて、私はやっていただきと思います。しっかりとそういうものをやっていただけるかどうか確認させていただいて、私の質問は終わりたいと思いますが、どうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、町としても有効な手段と考えておりますので、民間バス業者も含めて海田町の公共交通、皆さんが利用しやすいように前進させていきたいと考えております。

○10番（宗像）終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。

まず、コロナ対策についてということでお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症が中国武漢市で発生が騒がれて、既に3年が経過しようとしております。終息するかに見えた時期もありましたが、その波は第7波となっております。本町においても、防災無線による注意喚起も毎日のように放送されていますが、熱が出たら、咳が出たら外出を自粛しましょうというぐらいの注意ではその対策にはならないと。私個人もその対応策は持ってはおりませんが、少なくとも県助成のようなコロナ患者搬送車を、場合によっては本町独自で整備をし、先の議会でも言いましたが、患者専用の隔離施設をつくって、いわゆる家庭内クラスターというか、職場クラスターというか、こういうことを起こさないようなことがコロナ患者減少の最大の策ではなかろうかこのように考えますが、町長はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。更には、この病気、患者の減少対策は何か考えているのか、どういうふうに考えておるのか。全く策なしで、県の指導、これのみを対策としているのか、どうなのか。今までも3回ぐらいこの件について質問を出しておりますが、不思議と質問を出したときはかなり病気もまん延しておったのでありますが、質問の時期になると、なにかしら収束をしとるということで、浅く質問を済ませてきましたが、この病気がこれからも第8次、第9次と、大変なことになるのではなかろうかと、そのことについても町長はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。また、町民を守る立場から、その対策、何か考えておられるのか、重ねて尋ねるものでございます。この病気は、新型コロナウイルスとして発表され、すぐに南アフリカ型とかインド型とか、いろいろになって、私には分かりませんが、オミクロンと呼ばれたり、1型じゃ、2型何とか言われて、現在はBA.2何かいうふうになって、そのBA.2がまたBA.2.75と、こういうふうになつとる。どういうことかと聞いてみたら、BA.2のウイルスが75回変異したと、こういうことだそうであります。更にはまた、これまたべろをかみそうな、ケンタウロスウイルスと、こうやって名前変わ

ってきて、どこまで変わっていくのか、そのスピード、感染の拡大、私には分かりませんが、ただ国、県の言われるような何か対策に、全く、あなた任せで、海田町では何の能もなし以外に、何の策もない、そういうことで対策は何も取らないのか、どうなのかということで、本町独自の町民を守る立場から少しでも隔離施設とか、何かそういうことをやる必要があるんじゃないかと、その辺は何か考えておられるかお尋ねをいたします。この病気は御存じのように、幼小、すなわち保育所、幼稚園、あるいは小学校の低学年、ほとんどこれで3分の1を占めております。あるいは、また働き盛りの30代、40代が3分の1、低年層というか若年層というか、そういう人たちがほとんどを占めている。これをまん延させないためには、やっぱり本町独自にそういう隔離施設を整備する必要があるんじゃないかと、ということでその辺のことをお尋ねしたいと思います。更には、学校においてのクラスター防止、こういう面で、過去に、余裕教室を使ってと、こういうふうに言うたら、そんな教室はないと、あれは、空き教室じゃ言うたら、そんな教室はないと、空き教室は余裕教室の間違いでね、余裕教室はあるけども空き教室はないんだと、こういうようなところであります。その余裕教室があるんなら、例えば、今この度の財政課長の発表でも2億5,000万ほど財調に回したと、こういうことでいろいろ策を講じようと思えばいろんな費用がかかります。そこで、例えば、その5,000万円を、教育長に、これを使って、いわゆる講師でも雇って、各クラスを二分して、余裕教室に分けて、そういう密を防いではどうかと、こういう事業をやろうと思えば、教育長、予算が絡むから、教育長自身が事業を始めるとか策を講じることはできないと思うんです。予算が絡むことであるから、町長が指令を出さないとそういうことはできないと思うんですが、その辺についてどういうふうに考えておられるか、お尋ねをいたします。そこで再度言いますが、町民を守る立場から、多少の予備費とか財調を崩してでも、先ほども言いましたように、本町独自にコロナ対策の特殊車両、こういうようなものを購入して、近隣はやってないからというんじゃないくして、独自策をやって、過去、兼山議員なんかからも出ておりましたが、旧海田公民館等を利用して、いわゆる隔離施設、そういうものをつくって、密をつくらない云々ということで、いrownなり患者というか、そういう人を分離しないとまん延は防げない、このように考えますが、その辺のことについて町長にお尋ねをいたします。

続いて、水道事業についてお尋ねいたしますが、本町の水道事業は独立会計であることは今さら述べる必要はありませんが、理解できないのは、公共事業でありながら、私

有財産というか私物財産というか、これが混同しておるということでもあります。その一つは、私権の水道施設です。大部分は事業会計で整備しながら、利用者が少ないところや多少混在地から離れた飛び地のようなところ、上下水道課の許可を受けてのことは思うが、個人が水道管を布設し、町の水を買っているということでございます。独立公共事業である水道の事業に、なぜ私的財産、私有財産が絡むのか。こういうことで、本町に水道整備条例がありながら、利用者が少ないとか、利用者が住宅混在地から離れているという理由で、今言いましたような個人に水道管を引かせている。過去に設置した者、あるいは既に設置申請者が2代目、3代目と代わってきたというか、相続権が既に発生しておる、このようなものが相当あるのではないかと。こういうものがあると、事故発生時等使用者が誰か分からない、修理等誰がするのか、その責任の所在が誰が取るのかというようなことが分からなくなるのではないかと。ということで、いわゆる私有財産というか、個人が設置した水道管、こういうものが現在何箇所ぐらいあるのか、その延長メートルはどれぐらいあるのかということをまずお尋ねをしたいと思います。更には、近来、南海トラフ等大地震が懸念されておるのも事実であります。このようなときの水道管の破裂等修理は誰がするのか。個人財産ですからね、水は出っ放し、修理はする者はいない。企業が修理すれば個人のものを勝手にいらうんかと、公が勝手にいらうのか、そういうようなことにもなろうかと、このように思います。いろいろ考えると矛盾があまりにも多いのではないかと。そこで、今一度、言い換えますが、申請時の条件、設置後の管理、先ほど言いました相続の状況、これが一体どうなっておるのか、そこらを把握しておるのか、確認しておるのか、これもお尋ねしてみたいと思います。それから、そうすると、個人の水道管というか布設管、個人の施設を使って事業をしておる。公共事業でありながら個人の財産を利用して料金を取っておる。何かこの辺も矛盾を感じるわけでありましたが、これはどのようにお考えかお尋ねをいたします。最後に、このような個人財産を全て企業に寄附をいただくか、場合によっては買い取って、こういう個人のものをなくすると、こういうようなことを考えてはどうかと。それはなぜかと、先ほども言いましたように、申請時から代が代わって、2代、3代と、相続権者が分からなくなると。だから、いろんな面で管理ができないんじゃないかと、こういうこともあるので、そのような今言う、既に相続が発生したものが何件ぐらいあるのか、こういうことを最後にお尋ねして、私の質問を終わりたいとこのように思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 前田議員の質問の１点目の学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、コロナ対策についての質問でございますが、町の感染症対策本部において対応方針を決定し、感染拡大防止のため、これまで町内医療機関への補助や高齢者施設等への感染対策物品を提供するなど、様々な取組を行っているところでございます。療養の調整については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により、本町を管轄している県の保健所の業務であり、町独自の患者の搬送や隔離施設を開設などすることは困難でございます。今後も同法に基づく国のコロナ対策の動向を注視するとともに、適宜、対策本部を開催し、町民に迅速で分かりやすい情報を提供すること、基本的な感染対策の徹底について注意喚起を行うこと、感染者の割合の多い若者へのワクチン接種を勧奨するなど、町としてできる限りの感染拡大防止の対策を講じてまいります。

続きまして、水道事業についての質問でございますが、１点目の箇所数及び延長については、地図情報システムによって場所や経路は把握しておりますが、箇所数や延長までは把握しておりません。２点目の申請時の条件について、給水装置の構造及び材質が基準に適合することを求めています。次に、設置後の管理については、道路内は町が行い、宅地内は個人が行います。次に、相続については把握しておりませんが、利用者は常に把握をしております。３点目の条例と個人布設については、各地域に水を配る配水管の整備は町が行いますが、そこから先の各宅地への供給装置の設置費用については、条例において申請者に負担していただくこととなっております。４点目の水道料金の差異については、給水装置は申請者が状況に応じて設置するものであり、これによって水道料金に差異が生ずることはございません。５点目の水道施設の管理については、申請者が道路内に設置した給水装置は、工事完了後、町に帰属しており、町が管理しております。６点目の個人が布設した延長と相続については、１点目、２点目と同様、地図情報システムによって、場所や経路は把握しておりますが、箇所数や延長までは把握しておりません。相続についても把握しておりませんが、利用者は常に把握しております。

それでは、１点目の学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する部分については、教育委員会から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 前田議員の質問に答弁いたします。学校のコロナウイルス感染対策に

についての質問でございますが、余裕教室を活用して、少人数による授業を行うことについては、令和2年度、海田南小学校6年生におきまして、1クラス38人の密な状態を解消するために、3学級を、余裕教室を活用して4学級に編制し直し、1学級当たりの人数を減らす対応をしたことがございます。しかしながら、教室の確保や教員の配置等の条件が必要となってくるため、全てに応じるということには難しさがあります。日常生活におきましては文部科学省の衛生管理マニュアルにしたがいまして、机と机の間隔を空けること、教室の換気、マスクの着用など、基本的な感染対策を行っております。また、感染防止のため欠席したり、濃厚接触者となり登校できなかつたりする児童生徒に対しては、オンラインによる授業を行うなど、感染対策を進めながら学習機会を確保しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）後で答弁をもらったので、一番頭に残つとるので、教育委員会のほうからもう一度お尋ねしたいと思います。先ほども言いましたように、講師等を採用したりするとそれに予算が絡む、3学級を4学級にしたことはございます。といっても、私には分かりませんがね、10代未満、あるいは10代の感染者が相当増えとる。単純な言い方をすると、10代未満、恐らく幼稚園、保育所であろう。10代、もちろん高校生まではおりますが、単純に言うて小学校だろうと。恐らく相撲を取ったり、ふざけたりして、感染していくのではなかろうかということで、そういう、いわゆる密というか、ひつつくというか、どこまでが密なのか、相撲を取ってふざけるのも密なのかどうか分かりませんが、要するに、そういうことを防止する意味から、3学級を5学級、6学級に、教室の数もありますけども、そういうことで増やして、机を空けるというのも策かもわかりませんが、私自体はこういうことについて、例えばコロナ患者が発生した、おい、おまえ行け言われたら、わしも半分恐ろしゅうてよう行かんかもわからん。それから、そのために担当課は大変であろうとは思いますがね。そういう、また危険というか、そういうことも回避する立場から、子どものり患者というのか、そういうのを増やさないためにも、やっぱりばらばらにしていくというか。それには先ほども言いましたように、講師を雇えばそれなりの予算も必要になってくる、オンラインがどれだけ頭に入るのか。恐らく、私では頭に入らないと。脇見するほうが多うなるんじゃないかと、こういうふうに思うんです。そこで、町長に予算を要求するなり、今一度そこらを考慮する考えはないかということでお尋ねをしたいと思います。また、町長もそういう要望があれば、

その予算を執行する気があるかどうか、たちまち、これをお尋ねしてみたい。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）お尋ねの余裕教室を利用して、少人数指導ということでございますが、基本的に、例えば大規模校の海田南、海田東につきましては活用する教室自体にも限度がある状況でございます。それに加えて、やはり1学級2展開ということになりますと、教職員数もかなりの数ということで、現状で行きますと、県費負担教職員のほうは定数に応じて配当していただきまして、加えて、年度当初からやはり学級の補助のために、教育指導員等も町の予算で配置をしております。そのような部分を活用しまして、個別の対応も含めて、今、現状対応しているところでございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）コロナ対策に係る予算措置の状況でございますけれども、各部署で検討いたしましたコロナの感染防止対策につきまして、国から交付されております臨時交付金でありますとか、町の基金のほうを財源といたしまして、予算流用でありますとか補正予算、また時によっては、臨時議会もお願いしながら補正予算を組むなどして対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度、今の学校のコロナ対策について言いますが、非常にすばらしい答弁をいただいとるんでね。教育長、教室が足らんということだから、非常に大変なんだけど、それほど余裕はないと、おかしな話じゃけども、よう分からんが、実際問題、南小においては相当増えておるであろうけれども、今、企画もね、どうも教育委員会から要求があれば予算も付けますよと、どうもこういうふうに今の答弁は聞こえる。だから、恐らく採用に至らなかった講師というか、そういう先生方も相当おられると思うんですね、いわゆる免許があればいいわけですから。そこらを何とかして、少しでも子どものコロナ、そういうり患者を少なくして、全員ができるだけ学校に来て授業を受けれるように、オンラインも一つの手かもわからんけども、再度、その辺について、よし、思い切って町長に予算要求してみようという何か心構えがあるかどうか、再度お尋ねしてみたい。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）警戒感を持って、最善を尽くしてまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）次に行きますが、最初のコロナはこれぐらいにして、言いましたように、私も行けと言われると、私も恐ろしい、本音はね、いわゆる基礎疾患何とかいうのがあって、血圧の高い人も基礎疾患のうちだと言われておるんでね、特別に策は持っておりませんが、できるだけ子どもたちを守ってやってほしいと、こういうことでお願いしたいと、こういうふうに思います。

次に、水道事業ですが、まず初っぱなに、地図情報システムによって場所や経路は把握しておるけども、箇所数が分からない、おかしい話。地図にシステム、場所、経路は把握しておるが、箇所数や延長がなぜ分からんのか。ちょっとこの辺を再度確認してみたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）各家庭に入っております給水装置については、町長答弁にもございましたように、地図情報システム、いわゆる地図にどこの配水管から分岐がされて、どういう経路で宅内に引っ張られているというのは確認することはできます。しかし、ながら、そのシステム上に箇所数とかその延長、長さの合計という集計機能がございませんので、その点については把握ができておりませんという意味でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その、分からんというのは、わしもちょっと頭悪いけ聞くんじゃが。設置するときに申請書を出すと思うんよ。そうすると、3件出たのか10件出たのか100件出たのか、件数は分かると思うんよ。件数ということは、イコール箇所数ではないのか。幼稚園のような質問になっていくんだが、箇所数が分かりませんと。件数と同じではないのか、これはどうなのか。延長までは分からないんか分からんが、でも、その時点で、道路からうちの家まで50メートル引きます、30メートル引きます。おのずから申請者が書いとる、その、あとは30メートル足し算すりゃ、幼稚園の子でも分かるんじゃない。再度、この辺についてお尋ねしたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）集計機能がないので、その数値的なものが分からないということでお答えをさせていただいたんですけれども、その建物の数とその箇所数は同一ではないかということでございますが、例えば、一つの敷地に複数棟の借家等を建てられる場合は、その分水箇所は1か所で、その中で棟数が複数あるということもございますので、必ずしも一致するものではございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）分からんようなことを言うけど、建物の戸数は誰も聞いとらん。今も言うたでしょう。申請時に、少なくとも延長メーターが出るはずなんよの。5メートル引いたのか、100メートル引いたのか全く分からん。それは今言うように、例えば借家、そこに5棟建てた、10棟建てた。それはあなたらの先ほどの答弁でもあるように、宅内は個人財産だよ。だから、それは分からなくてもいい。私が言うのは公道にある分を聞いとる。ちょっと言葉足らずかもわからんが。だから、そういう個人の申請したものが何件あって何メートルあるか。これが集計できないということはどういうことか。再度確認するが、それは頭にあるんかないのか、どうなのか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）そういった申請をしていただいて設置をしておるんですけれども、当然、その申請後に建て替えられる、新たに家を建て替えると同じ場所でも申請数は何件かたまっていくんですけれども、今現在のその申請数というのを集計するシステムがございませんので、すぐに把握ができていないというものでございます。延長についても、その経路等把握はしておるんですけれども、その延長を集計する機能が、今の地図情報システムにないので、すぐには把握ができませんと申し上げているものでございます。したがって、その地図情報システムに新たにその集計機能を付与すれば、御質問の数とか延長とかというのについてはお答えできるような状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それじゃあね、今言うたように、宅内の話はしてないんだよ。公道部分と言うとるわけよの。そんなものはさっきも言ったように、30メートル足す50メートル足す10メートル、何ぼかい、もう幼稚園の子でも暗算でやっとりよ。再度、尋ねるがどうなっとるんか。それも分からんというのか。そういうことで水道の管理ができるんか。再度お尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）公道上の長さの集計ということなんですけれども、おっしゃられるように1件ずつ測っていったものを足していけば、理論上は可能でございますが、今の実務上、それを1件ずつ手作業で集計ということはしておりません。今現在、その地図情報システムで場所と経路が分かってございますので、万が一、そういった漏水事故等が発生した場合にはそれに基づいて対応ができておりますので、今の時点で数とか延

長とかを把握することによって維持管理等に役立つような状況ではないので、そういう機能が付与されていないということでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと本気になっとらんよ。2週間前に通告しとるんだよ。何のために通告するんじゃ。しかも、文書で。口頭で言うたんなら、聞き漏らしたとか、そういうことも理解できるよ。議長を通じて2週間前にやっとるんよ。文章が読めんかったんなら話は別よ。職務怠慢以外の何ものでもないよ。どうなの。もう一回答弁してくれ。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）質問の内容は理解した上で、その時点で把握ができていないかということで、できていないという状況をお答えさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、質問の中ではっきり言うとするじゃろ。その延長メーターと件数はどうなっとるんか。意味が分からんのか、どうなんか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）書かれておる意味は理解しておるつもりでございますが、それが幾らかと聞かれたときに把握ができていない、お答えができないという状況でございますので、そのように御答弁をさせていただいたというものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、今言うたように、通告期間が2週間もあるんだよ。その間、何しとった。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）その通告によって調べる必要があるものと、それを調べるのに、とても2週間では間に合わないもの等がございます。今回の例でいきますと、そういった数が海田町内でも1万何世帯ぐらいございますので、到底2週間では難しい状況でございましたし、先ほど来、申し上げますように、水道事業の維持管理において、地図上で場所と経路が把握できておりますので、それで維持管理上支障がない状況でございますので、件数とか延長数というのは集計する機能がない状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっとばかにするような答弁してくれなよ。個人が申請したものはど

れだけあるかと言うとるんよ。地図上に何ぼあるとかどうとか、さっきも言うとるやろ。申請時に延長メートルが出とるはずじゃろ。なぜ、それが集計できんだ、2週間もあって。やってないということは職務怠慢じゃないか。ばかにしとるんか。どうなのか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）決して、今おっしゃられたようなつもりはございません。今回、繰返しの答弁になるんですけれども、件数自体が膨大にあるということと、それににかかる時間と労力も大変です。今まで水道事業の維持管理において必要のない情報でございますので、それを把握していない状況ですというのをお返しをさせていただいたというものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）1万世帯の水道の配管状況を聞いとるんじゃないんだよ。文章を読んだんか。個人が布設したところが何件あるかと言うとる。その延長メートルはどんなの。これが2週間でできんというんか。職務怠慢か愚弄しとるか、どっちや。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）私のほうが答弁させていただきます。決して、怠慢とかじゃありません。真摯に答弁のほうは書かさせていただいております。今、課長が申しますように、現在は地図情報システムで一括管理するような形で水道のほうは管理をしております。質問をいただいた時点で、今言いますように、それらを集計する機能がございませんので、それをまた一から全部拾い直す、何万件ということの分を拾い直すということになりますと、非常に時間と労力がかかりますので、今回の答弁の段階ではそれは不可能であったということで、こういう答弁を書かさせていただいております。そこはすみませんが、御理解いただければと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）理解できんから言うとる。個人が引いたもの、何万件もある、冗談じゃないだろう。海田町全域でも1万2,000世帯ぐらいしかないだろう。個人が引いとる部分を言うとるんよ。何を考えとる。だからいいかげんな答弁しとるんか言うとる。それが2週間もあって、ここに10メートルある、ここに30メートルある。電卓じゃないが、暗算で集計してもそれくらい2週間あったら出るだろう。全く今言うように、町長、幼稚園の子でもできるようなことを2週間でできん言うとる。どがあな職員を雇うとるん。適正配置してないんじゃないか。その辺は町長、どうなん、こういうことで。何箇

所あって、何メートルあるかいうて言うとりんよ、個人が布設したとこ。1万件もありますか。町長、その辺、井で答弁してください。どうか。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）水道参事の私のほうが答弁させていただきます。箇所数的に1万程度あるということでございますので、それを答弁いただいて、現在は地図情報システムでやっておるものをまた一からそれを拾い直すというのは、答弁をもらってからの時間じゃとてもちょっとできません。そういったことでこの答弁の書き方でお答えのほうはさせていただきます。そこはどうか御理解いただければと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）理解できんから言うとりんよ。理解できりゃ、こんな同じことを、言葉を荒げて、5回も10回も言やあせんよ。今、言うたように、海田町全域世帯でも1万2,000世帯しかないんだ。個人が引いたところが何箇所か何メートルか言うとりん。それはなぜそういうことを言うかいうたら、さっきも言ったように、個人財産相続して責任の所在が分からん。震災等車が踏んで破裂した、誰が修理するんよ。当時の申請者に言うていたら、あれは50年前に死にましたよ、それじゃ、誰が修理をするんか。さっきも言うたように、水は出っ放し、修理者がおらん。そういうことでその責任の所在をはっきりさすために言うとりんわけよ。それを1万世帯も1万件もある。冗談じゃないよ、個人が引いたもの、1万件もあるわけない。くどいようじゃが、もう一回、その辺、明確な答弁してください。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）先ほど、参事のほうが申し上げたように、箇所数で概算では1万箇所ぐらいあると考えております。管理区分なんですけれども、町長答弁にもございますように、布設後、完了検査で合格したもののうち道路内、道路内は町に帰属をし、町が所有をして維持管理をする。民地の部分については、引き続いてその所有者さんのほうで維持管理をしていただくということで、明確に管理区分のほうはルール決めがされておる状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、さっきからも言うとりんでしょう。宅内については個人財産だから、そんなことはわしも、言葉のあやで言うんだけど、100年前から知つとりんじゃ。実際生まれて100年経ってないけど。そんなこと誰も聞いとらんよ。さっきから言

うとるのは、あくまでも公道部分に、言うたように、住宅混在地から若干離れておると、あるいは家の戸数が少ない。だから、あんた方は水道引かん。だから、個人で勝手に引きなさい。当然、そのときに申請書が出とるはずなんよ。そこに相続が発生して、管理者が分からん状態だと、その実態を把握しとるのかというて聞いとるんじゃ。それを2週間も経って、何にも調べとらん。これは議長も責任あるんか分かんが、我々は議長を通じて申請しとるわけやから。一言、これについても何か言うてください。ほんで、今の件についてどう思うか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）まず、維持管理については、先ほど来、申し上げたとおりでございます。町が行うのは配水管の整備まで、それは町内全域で整備のほうはさせていただいておるんですけれども、例えば、新たに家を建てたと、そういう方が水道を使いたいとおっしゃられた場合には申請書を出されて工事をしていただくと。それは道路の中にある配水管から分岐をして、宅内に給水管、細い管を引っ張って行って、蛇口を付けていただく。それはこれまで水道事業でずっとやってきたことで、皆さん同一に御負担をいただいて水道を利用させていただいておるものでございます。相続については、町長答弁にもありましたように把握はしておりません。しかし、水道を実際に利用されている方については、当然、水道料金であるとか下水道使用料を頂きますので把握をしております。何らかの故障等で宅内で漏水等が発生した場合には、そういった使用者を通じて適切な対応を行っておるところでございます。

○9番（下岡）動議。休憩動議。

○議長（桑原）ただいま下岡議員から休憩をしたいとの動議がありましたが、この動議は、1人の賛成がありますので、成立します。本動議を議題とし、起立によって採決をいたします。本動議のとおり、休憩をすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数でございます。したがって、本動議は可決されました。

暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後2時18分 休憩

午後2時28分 再開

必要があるということで、町内全域、こういうことでお尋ねをしております。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）申し訳ございません。全域ということになると、ちょっと今の通告書をいただいてからのあれだったら、私らはすぐちょっと出せません。申し訳ございませんが。

○議長（桑原）前田議員、特定の箇所じゃなくて、全域ですか。

○14番（前田）全域。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことがあろうかと思うので、2週間前に通告しとるわけです。

だから、それをさっきから言うように、布設をするときに、必ず申請書と延長メートルは書いとるはずじゃ。その集計ができんのかいうて、繰返し言うとり。何か知らんが、分からん、配水管がどうやら、給水管が、そういうくだらんとこへ脱線していつとるわけよ。そこで同じことを何遍も言うとしてもしょうがないから、これは後日また聞くかもわからんから、集計しとってくれ。こういうことでとどめたいと思います。そこで、そういう個人が布設した配水管、先ほど来、言うておりますように、南海トラフ大地震やらそういう事故が起きたとき、誰が修理するんか。水道管は破れて、水出っ放し、持ち主は分からん、3代も4代も代わって、4代まではないとしても。それじゃあ困るから。隣は水が出とるのに、うちは水が来ん。よう見たら、道路のそこで噴水が起きとる。それじゃあ困るわけだから、その修理は誰がするんかということで、先ほど来言うように、そういうものを寄附を受けるなり、いわゆる公営企業である海田町水道局へ寄附を受けて管理しないかと。そうすると、そういう事故のときにも対応できる。要するに、水道事業の中の部分だから。それはどうなのかというて聞いとるわけよ。それに対する答弁はこの中に入っとらんよ。6点目が何やらいうて、ごちゃごちゃ書いとるけど、要するに、寄附を受けて。にやにや笑うとる場合じゃないよ。そがあなことするけ、途中で休憩動議が出たりする。しっかり通告内容を読めや、小学校の子どもじゃないんだから、どうなんか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）町長答弁にもございますように、5点目の水道施設の管理については、申請者が道路内に設置した給水装置は、工事完了後、町に帰属しており、町のほうで管理をさせていただいておりますので、そういった災害等で配水管であるとか道路

内の給水管が破れた場合には、町のほうが速やかに対応してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこらが分からんが、町に帰属しとる部分もあるじゃろうけども、してない部分もあるじゃろ。現実は何箇所か、そういうことを知っとる。そんじゃ、今の課長の説明だと、個人が布設したのは100パーセント、町に寄附いただいとるのか、ちょっと確認したい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）給水申請の申請書のほうに、工事完了後は道路内については町に寄附をするというふうな条件を付して許可をしておりますので、公道については町のほうに帰属をして、町のほうで管理をさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町に帰属しとるというのは、今言うたように、申請時に完成時にすぐそれをやっとるんか、わしの知っとるところでは、一個人のままになっとるところがあるんじやが、その辺がどうも意見が合わんのじやが、それを、再度、場所を提示して、もう一回この件についてやってみたいと思いますが、全部帰属しとる、これは再度確認しておきますが、今言ったように、その個人の布設した配水管については100パーセント帰属しとるのかどうか、これを確認しておきたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）給水装置については、道路内、公道内については町のほうに寄附をしていただいておるんですけれども、今おっしゃられた、もし私道とかであれば、ちょっと違うケースが出てまいります。その点については具体的に場所のほうを後ほど教えていただいて、御回答のほうができたらと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）終わろうか思うたんだけども、そういうことで、いわゆる位置指定道路とか、そういうところにあつて、後に位置指定道路がこれもまた後でもめるかもわからんが、町に帰属したりして、そういうところが町に帰属しとるんか、だから、100パーセント申請者が道路内に布設したいいわゆる配水管については100パーセント町に帰属しておるのかということの確認をしとるわけ。これで終わりたいと思いますが、その答弁を願います。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）先ほど来、申し上げましたように、私道についてはちょっと状況が違ってまいりますので、必ずしも町に帰属してないケースがございます。しかし、例えば、大きな漏水が発生すれば、町のほうで水のほうは漏水は止めに行きます。でないと、そのほかの多くの水道を利用される方に御迷惑がかかりますので、2次被害防止という観点から、それは町のほうで修繕のほうを図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことが出るから、その修理費はどうするのか、2代、3代、代が代わつとると、こういうことで確認をしとるわけ。その辺をどう認識しとるのか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）応急措置のほうは町のほうでさせていただくんですけれども、その給水管の所有者が、今おっしゃられるように相続を受けとるというケースがあるかもしれませんが、その給水管を利用されている方、現に利用されている方は全部把握ができておりますので、その方々と一緒に事故経緯も含めて、どのような形での工事費の負担かということになろうかと思います。

○議長（桑原）前田議員、確認だけさせてください。これ、通告を執行部に出して、土日を挟んで7日前ですから、2週間じゃありませんから。短くなっているんですよ。通告を出して9日間、土日を挟んで7日前に通告を出しておりますから、14日言われましたが、どっちでも一緒と言われたらそうだと思いますけども、2週間でない、1週間なんです。

○14番（前田）終わったからいいんじゃないけども、もう、ええ、ええ。

○議長（桑原）いや、短くなったんです。

○14番（前田）今回は1週間でやったんかい、大体2週間ぐらい前に出しとるよの。今回はたまたまそれ、まあ、ええよ。

○議長（桑原）確認してください。よろしくお願いします。

○14番（前田）過去の事例はそうだよ。ごめん、ありがとう。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。暫時休憩します。再開は14時55分。

~~~~~○~~~~~

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第39号議案、町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第39号議案、町道の路線の廃止及び認定について。広島県の砂防事業による町道の付替えが行われ、その引継ぎが完了したため、既認定の路線を廃止し、新たに終点を変更して路線を認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）それでは、第39号議案、町道の路線の廃止及び認定について御説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。この度は町道123号線について、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、町道の路線を廃止し及び認定することについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は、広島県の砂防事業により町道の付替えが行われ、その引継ぎが完了したため、既認定路線を廃止し、新たに終点を変更して路線を認定するものでございます。次に、資料1の町道路線廃止及び認定箇所図をお願いいたします。1ページを御覧ください。町道123号線の廃止区間、認定区間になります。今回は町道123号線の青色で囲んでいる全区間をいったん廃止し、赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。いったん廃止して新たに認定し直す理由は、国の通達に基づくもので、認定路線の一部を廃止するなどの変更を加えることはその路線が別個の路線として考えられるため、いったん旧路線を廃止して、新たに路線の認定について議会の議決を得る必要がございます。次に、2ページを御覧ください。廃止区間の位置図になります。今回、いったん廃止する区間は青色で示しております。現在の認定路線は起点側の町道9号線から砂防えん堤の先の終点までを結ぶものです。廃止する延長は747メートルで幅員は1メートルから13.2メートルになります。次に、3ページを御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。砂防事業により使用できなくなった町道を機能回復するために付け替えられた部分を含む赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の町道9号線は変わりませんが、終点の位置を移動して新たに認定をお願いするものでございます。延長は945メートルで、幅員は廃止区間と同じく1メートルから13.2メートルになります。次に、4ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員部のA-A'断面は

起点付近で橋りょう部分の隅切りがあるため、全幅で13.2メートルとなります。真ん中のB－B´断面は付け替え道路部の標準的断面で、全幅が2.7メートルとなります。一番下のC－C´断面は最小幅員部となります。終点付近で全幅は1メートルとなります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。若干二、三点ほど、ちょっとお願いいたします。詳細を言いますと、唐谷川A－A´断面のところからずっとエバーグリーンと書いてありますが、エバーグリーンが建つ前に、私は前田さんと厚生省へ行って、エバーグリーンを建てるんなら、このA－A´断面からエバーグリーンまでもうちょっと広くして、これ、入り口のところの隅切りきちっとして、地元と交渉してですね、そういうふうにする条件でエバーグリーンは建ったんです。だけど、今までは放って、今、出されてですよ、エバーグリーン建設予定のときは何年か知りませんが、1点目ですよ、A－A´断面からエバーグリーンまでのこの道路は、私が宅地造成して造った道路なんです、エバーグリーンのところまで。そのときもう町道になっちゃうわけよ。だから、今まで、話してたら、農道になっちゃったか、そのときもう町道になっていなかったかと、町道になっちゃったらそのままいいんじゃないですか。それから、もう一つ。エバーグリーンから今のB－B´断面の砂防えん堤まで、これは長らく時間がかかりました。地権者との交渉も長らくかかりました。皆、私が中に入って、もうおられませんが、何とかやってくれやと、エバーグリーンが建ったから、危ないからいうて、砂防ダムを造ったんですよ。元、ここは農道ですよ、里道なんです。それが里道でもそのままじゃいけない、アスファルト舗装してくれと、長らく長らく陳情したんです。それやって、そのまま長らく放ってあったんですよ。今になってこれをまた、皆を含めて、C－C´断面のところまで町道123号線とされますがね、同じこういうことをするんじゃないたら、もうちょっときちっとした、町道なら町道らしく修繕、きちっとして、町道と認定してくださいと言われるのが、わしゃ、当たり前じゃ思う。私、これ、出されて、もう3回行ったんじやが、B－B´断面からC－C´断面のところは、草が生えてぼうぼうですよ。なぜ、こういうことを言うたか、これ、道ができる前に、砂防えん堤ができる前に、私ここまで、猟に行きました、イノシシの猟にずっとね。そのときの道路のほうがまだいいんですよ。今のB－B´断面からC－C´断面のところは。これ、名前は言われま

せんが、C－C′断面の上には、今は砂防えん堤ができたから百姓は辞められましたが、このえん堤ができるまではC－C′断面のところ、まだ百姓をされとったんですよ。だから、同じするんじゃないたら、まだ地主さんはC－C′断面のそこは、奥さんが生きておってんじゃないがね、きちっとここまでアスファルトならアスファルトにして、車が上がるようにきちっとやって、町道に認可してくれいうんが当たり前じゃないですか。皆さん黙って知らん顔して見ておられますが、ガタガタの農道を町道に認可してくれという自体が間違いじゃないんですか。町民が考えたら、町道という、町道という名前がね、この程度かと思われますよ。だから、あなた方が出される、何年もかかったこの道ですよ。工事用車両は通るいうても、いろいろこの中で地権者によって、何じゃかんじゃ造ったんですよ。そのときの経緯もあなた方知っちゃあへんのじゃが、私はこのまま置いておくれいうて、何回も県に行ったんですよ。これ、載つとらんのが、町道8号いうて書いてあるところがあるでしょうが。あれからエバーグリーンのところも、大型生コンが通らないけんから、片側通行で、こっちから上がって、こっちへ出るように、きちっと、町道か何か知らんが、それも整備して、工事道路として長い間使うたんですよ。それから何年経つちゅうこともない。だから、こうやってきちっと出されるときには、皆が納得するような条件の下で、ほんじゃ、これでええというようなあれで出されるのが、これが道筋じゃないんですか。人間の道理、皆さん、行って、考えてみなさい。これが町道か、これがやることか、町が。みんな思われますよ。私は長い間、皆さんに頭を下げて、災害から皆さんの生命、財産を守るためだから協力してくださいと、私は何回も頭を下げて、私のことじゃないんじゃが、土下座までして、頼みに行ったんですよ。当時この工事する人はおらんかったから、わしゃ、名前まで言いますよ。●●●●にお願いしてなんとかやってあげてくれえと。それを、やっぱ、できたんよ。できたんじゃが、もう百姓する者がおらんわけよ。だから言うてね、やっぱりきちっとした形で、きちっとしたあれで、町道に格上げしてここまでやりましたいうて、今まで貢献された地元の方にも墓の下でもって、ありがとうと言われるような仕事をしたらどうですか。その点に関してどうですか、町長。それが人間ですよ。その点に対して、どうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）何点かございましたが、まず崎本議員のほうがこちらのエバーグリーンまでの道路、いろいろ御尽力いただきまして、ここまでいろいろ広がったことに関しましては、大変感謝しております。まず里道であったとか、いろいろお話がありまし

ら先人に対して申し訳ないんじゃないから、もうちょっときちっとした姿で町道にされたらどうですか、それが人間の筋道じゃないですかということを言いよるんですよ。そういういきさつを聞いちゃうんじゃないですよ。そう思われましたら、その行き違いがあった、じゃ、そういうところは努力してできるところは努力してやりますから、よろしくお願いしますというのがあんたらじゃないんか。わしゃ、一生懸命、頭下げて、土下座までしてよ、墓の下におる先人に対して申し訳ないから、もうちょっとそういう反省点を心の隅のほうでも持ってくれと、そういう気持ちを、そういうことを言いよるんよ。先人がいろいろやったことじゃから、もうちょっと粗末にせんと、きちっとした姿でやってもらえんかということを言いよる。町長、分かりましたか。はい、分かったら、町長、お願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）道路認定いただきましたら、我々が管理することになりますのでそこらはしっかり管理してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。ほぼ出たからいいんだけど、簡単に聞きますよ。その資料のほうで行きますと、3ページのほうがいいかな。ここに砂防ダム、B-B'断面と書いとる。詳しい数字はいいとして、若干、この辺までははっきり言うて、行けるんじゃが、ここから上は原野なんよ、実際はの。太さが15センチぐらいの立木3メートルぐらいのが生えたり、背丈とは言わん草が生えとるんよ。このラインはC-C'断面まで引いとるよ。延長距離、約250メートル。だから、ダムの下からB-B'断面のちょっと上ぐらいまでは、はっきり言うて行ける。まず、これを認識しとるんかどうか。草ぼうぼうで、犬じゃ猫じゃいうても歩けん状態よ。これ、図面上は線引いとる。その現況を把握しとるかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）おっしゃられるとおり、現地のほうは私が引き継ぐ前に5月に行ったとき、草ぼうぼうでございました。県のほうにお願いして、先ほどもB-B'断面までについてはきれいに草を刈っていただき、その他のところもある程度まではきれいにしていただいたんですが、その後、また荒れた状況になっております。今後は、今利用者の方と使用状況を確認しながら。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度言いますが、大まかに今言うたダムから上、C-C'、2か所ぐらい、崖崩れ。4ページの図面で見ると、非常にきれいな図面を書いとる。コンクリート舗装されて、幅も2.7メートルある。ところが実際、2か所ぐらい崖崩れしとるんよ。それをここに書いてないんよ。だから今、崎本議員が言うように、通れる状況にない。そういうことも皆把握しとるんかどうかいことを今言うとるわけよの。そしたら、県にお願いして、草刈ってもらうた。それは平成何ぼ、21年頃の話だろう。ちょっとその辺も聞きたいが、わしらが認識しとるだけでは、今、先ほど部長の答弁で、3者で畑、田んぼを作とったという、これは平成13年頃の話なんよの。これ、3者協定、県と海田町、地権者。これ、どうなんかい確認したいのが一つ。二つ目は、今さっきちょっと言うたように、ダムから上C-C'までが2か所ぐらい崖崩れがある、承知しておるかどうか。図面上は地図に線を引いとるが、現況はこのようにならない。それと今、草刈りが云々という話あったが、これ、平成21年頃の話じゃないか。そうすると、13年放置されとる。山や田んぼを13年放とったらどういう状態になる。とても道路の状況にはない。だから、強いて言うなれば、ダムの図面上、B-B'断面と書いとる。ちょっとぐらい上まで、これ、わしも委員会でも言うたが、全協でも、二つに切ったらどうか、ここまでなら町道として認定することはできるよ。ここから上は何か別の管理道とかそういう策はないのか。今、4点ほど言うた。これについてどうなのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず3者協定の話でございますが、3者協定ではありません。県と町でございます。工事基本協定でございます。それをやるに当たっては、道路の、その当時の山田の利用者の方の御意見を聞きながら、県と町が工事の基本協定を結んで工事を県にさせていただいております。それから、土砂崩れを把握しておるか、把握しております。これは私が一昨年前に行ったときには、私は確認してません。その後、引継ぎが終わってからかな、うちの課長が行ったときも、課長もちょっとそこは把握できておりません。いつ起きたんかということになりますので、そこはちょっと県と話をしてみます。それと、あと、あそこのダムの堤内に当たるんじゃないかと思っておりますので、それはちょっと県と話をして、修繕について協議を進めてまいります。それから、ある程度のところまでを、舗装してあるところのほうまでを町道認定して、あとは町管理認定せずに、ほかの位置付けでやったらどうかという御提案だったと思いますが、ほかの位置付けでやると、法的根拠がありませんので、道路管理をする根拠がございません。ですか

ら、いろんな対応することにおいて、法的な根拠がありませんので、対外的に相手に対抗することができないし、予算的根拠も非常に難しいところがあります。ですから、それじゃ、その区間を管理しないのかということになると、そこはもう工事基本協定で町に帰属をされたところでございますので、管理はしなくちゃございません。ですから、そうなってくると、やはり、道路法という法に基づいた位置付けにのっとって管理をするのが、我々にとっても、地域にとってもプラスになると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）くどくど言うてもしょうがないんだけど、道路法が云々、だから言うてるんよ、認定する必要はない。途中で切ってもいいんじゃないかと。崖崩れはなっとる、立木、草木は3メートルぐらい生えとる、どこにも道路なんかいうの、見当たらん。部長、現地を昨日今日確認しておるのかどうか。道路になるかならんか、端的に答えてもらいたい。我々の目では道路にならんよ。もうそこら、どっか、全く山の中やぶの中と一緒なんよ。だから、これを認定しろ言うから非常に無理がある。議員各位がどう思うか知らんけども、これは現況は道路でない。そこを認識しておるんか。現況は道路なのか。今言った崖崩れはある、草木は生い茂っておる、道路のラインなんかどこにもない。どうなのか。わしの言うのがうそか。まず、どうか、その辺含めて答弁を願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）部長行ったことがあるのか、はい、ございます。一昨年前と、今週かな、私現地に行っております。状況も把握しております。道路認定が、通行できるところじゃないのに、道路認定が必要じゃないんじゃないか、必要じゃないにしてもあそこは町が管理することがもう決まっております。県と町と地元の人意見を聞きながら、何回も言いますが、基本協定を結んで町に帰属されております。そうすると、管理する法的根拠が必要になります。いずれどっちにしろ管理はもうしなくちゃいけない状況でございますので、そこはちゃんと道路法にのっとって道路として管理をさせていただきたいと思っております。それから、今、草ぼうぼうになっております。一度、県のほうには途中まで除草とか全部やっていただいたんですが、それから先もまた草ぼうぼうな状況になっておりますので、そこは先ほど、崎本議員からの質問に答弁いたしました。先人のお気持ちにしっかり報いていきたいと思っておりますので、必要最低限の管理のほうは町のほうで責任を持ってさせていただきます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。兼山議員。

○14番（前田）議長、議長、道路の状況にあるかないかという答弁がない。

○議長（桑原）答弁してください。建設部長。

○建設部長（久保田）道路の状況にあるかないかということでございますが、今、通行するのには草が生えたり木が生えたりしておって非常に難しいところがありますので、そこは道路認定をさせていただいたら道路としての位置付けができて、管理する根拠ができますので、そこは最低限の管理のほうは私ども責任もってさせていただきます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。私も行けるとこまで、ちょっと気になったので行ってみました。そして、先ほど、崎本副議長の質疑に対する答弁で、利用者の目線じゃなくて、町道としてこれから認定してもらえるんだったら、やっぱり、先ほどの部長答弁のように、先人の思いがあるから、ここはきちっと管理してくれんかという思いが質疑だったんですけど、そのような形で再度お聞きするんですが、管理しっかりしていただけますでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）管理のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それでは、起立によって採決を行いたいと思います。お諮りいたします。

第39号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第40号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第40号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いを考慮して、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第40号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、資料2の概要で説明をさせていただきますが、議案書は6ページ、新旧対照表を資料3でお配りしておりますので、併せて御覧ください。それでは、資料2をお願いします。まず1の改正の趣旨でございますが、令和3年人事院勧告に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、国家公務員の取扱いを考慮して、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、所要の改正を行うものでございます。次に、2の法改正の概要でございます。法改正後の育休制度の活用例のイメージをお示ししております。育児休業の取得回数制限が緩和され、配偶者の産後休暇中に取得する、いわゆる産後パパ育休及び産後休暇後に取得する育児休業について、今まで原則1回ずつ取得可能だったところ、原則2回ずつ取得可能とされたものでございます。次に、3の条例改正の内容でございますが、（1）の非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和として、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、産後パパ育休を取得しようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと緩和するものでございます。（2）の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日及び2歳到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。（3）の再度の育児休業取得に係る規定の整備等につきましては、アとして、既に育児休業を取得した職員が育児休業等計画書により申し出た場合、再度取得を可能とする規定を削除いたします。また、イとして、任期の更新等に伴う育児休業の取得を再度取得としてカウントしない特例について、非常勤職員だけでなく常勤の任期付職員にも対象を拡大する規定を整備す

るものでございます。その他字句等の整備をいたします。最後に、施行期日につきましては、令和4年10月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第41号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第41号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に公務員共済の短期給付が適用されることとなったため、報酬から控除できる項目を整理するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第41号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、資料4の概要で説明をさせていただきますが、議案書は9ページ、新旧対照表を資料5でお配りしておりますので、併せて御覧ください。それでは、資料4をお願いいたします。まず1の改正の趣旨でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生年金、健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付が適用されることとなったことから、会計年度任用職員の報酬から控除できる項目を整

理するため、条例を改正するものでございます。次に、2の条例改正の内容でございますが、会計年度任用職員の報酬から控除することができる項目について、現在の協会けんぽの掛金に当たります健康保険の保険料の被保険者負担分を削除した上で、広島県市町村職員共済組合及び一般財団法人広島県市町村職員共済互助会の行う事業に係る納付金を加えるものでございます。最後に、施行期日につきましては、令和4年10月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。会計年度任用職員の契約、1年か2年の契約だと思うんですけども、賃金体系は不安定であって、しかも身分保障も不安定なんですね。その上に短期間の契約ということになると、年金そのものがどのように今後反映をしていくのか、短期間のうちで、例えば会計年度任用職員の報酬や、あるいは退職というようなことにつながると、なくなるんですが、その年金制度、あるいは共済の関係で扱いはどうなってくるのかお尋ねをします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず、会計年度任用職員の任期につきましては、1会計年度を限度としております。それから、会計年度任用職員等の年金のことが、今後どのようになるかということにつきましては、先ほど申しました法のほうで、被用者保険等に、年金に加入する要件が拡大されていくということになっております。今、501人以上の事業所の中で、一定の条件を満たす方が加入されることになっておりますが、それが事業所の規模がどんどん縮小されます。段階的に縮小されていかれますので、それに加入する方々は今後増えてまいるという状況になります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一生懸命、正職員と同じように、それ以上に仕事をして、今の会計年度任用職員、身分が全然保障されないし、給料の変化も別枠で査定をされる、こういうやり方でやると、せっかく職員がやろうと思っても身分が保障されてないから、町民サービスにもものすごい影響が関わってくるというように感じるんです。そこら辺の改善は、どうするのか、どう思っているのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）会計年度任用職員の報酬につきましては、常勤職員の給料表を割り戻

した形で適用しております。したがって、常勤職員が国の人勧等によって給料表が変わりましたら、それに連動して、会計年度任用職員も改定ということになりますので、そのあたりはそうように取り扱っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。資料5の新旧対照表を見てみますと、（1）のほうで、健康保険、短期給付のほうですね、については削除されてますが、厚生年金が削除されていないんですが、通常であれば、健康保険と年金というのはセット販売のはずなんですが、健康保険だけ、短期給付だけこれは加入して、長期については厚生年金、ちょっと通常じゃ考えられない制度になつてくると思うんですが、これで間違いはないんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）厚生年金につきましては統一化されているという整理で、この度は現状を維持するということで間違いございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）公務員の短期給付の場合は、厚生年金は少し利率が。すみません、確か、昔は良かったんですが、今はそれが一緒になったので、あまり長期給付といっても意味がないということで理解してよろしいですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）おっしゃるとおりでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第42号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第42号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から交付する公租・公課に関する証明書の手数料の額を追加するとともに、多機能端末機から交付する証明書の手数料の額の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）それでは、第42号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、資料6の概要で説明させていただきますが、議案書は10ページ、新旧対照表を資料7でお配りしておりますので、併せて御覧ください。それでは、資料6をお願いいたします。まず1の趣旨でございますが、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスにつきまして、新たに公租・公課に関する証明書を追加することに伴い多機能端末機による交付手数料の額を追加するもの。また、令和5年4月から多機能端末機から交付する際の手数料の見直しを行うため、海田町手数料条例の一部を改正するものでございます。2の追加するコンビニ交付サービスについて、第1条関係でございますが、（1）追加する証明書としましては、個人町県民税課税証明書及び所得証明書でございます。（2）追加時期につきましては、令和4年10月3日、月曜日でございます。（3）利用時間につきましては、6時30分から23時までで、住民票の写しや印鑑登録証明書と同様の時間でございます。（4）対応店舗としましては、セブンイレブンやファミリーマート、ローソンなど、全国約5万6,000店舗で利用することができるものでございます。（5）手数料としましては、住民票の写しや印鑑登録証明書などと同様に、窓口請求の場合から100円引き下げた200円でございます。続きまして3、コンビニ交付に係る手数料の見直しについて、第2条関係でございます。（1）見直しの理由についてでございますが、本町がコンビニ交付サービスを開始した令和2年1月と比較し、利用可能な店舗数が全国で約1,000店舗増加するとともに、町内でも2店舗増加するなど、利便性が高まっております。また、この度取得可能な証明書が増加することによりサービスの選択肢が増えることで、住民サービスの向上が図られることとなります。一方で、今回、コンビニ交付サービスで取得可能な証明書を追加することにより、システム利用料などコストが増加するため、受益と負担の差の拡大を防止する観点

から、コンビニ交付サービスの手数料を窓口と同額とするものでございます。(2) 見直し時期についてでございますが、国におきまして、令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡することを目的にマイナンバーカードの普及促進を図ることとしており、本町におきましても普及促進の取組を推進するため、令和4年度末まで減額を継続し、令和5年度から窓口と同額の交付手数料とするものでございます。4、スケジュールについてでございますが、図でお示ししておりますように、まず令和4年10月に税関係の証明書の追加を行います。追加する税証明を含めまして、令和5年3月までコンビニ交付サービスの手数料を窓口に比べ100円減額とします。そして、令和5年4月からコンビニ交付サービスの手数料を窓口と同額とします。5、施行期日でございますが、(1) 第1条関係につきましては、令和4年10月3日、(2) 第2条関係につきましては、令和5年4月1日でございます。以上で、第42号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。第42号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第43号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第43号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、海田町地域経済応援事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第43号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

初めに、資料 8、令和 4 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の人件費関係の補正予算については、人事異動等により 12 月補正予算までに不足が見込まれるものに限り増額補正対応とし、減額が見込まれる事業等については、12 月補正予算以降で対応するものとしております。また、この度の補正予算では、電力切替え等の影響により電気代に不足が見込まれる施設については、それぞれ光熱水費の増額補正を行っております。これらについては件数が多く繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料 8 の 3 ページ、4 ページをお願いします。議会費、議会運営事業については、会議等での電子化を進めるためタブレット端末を購入するもので、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、5 ページ、6 ページをお願いします。総務費、総務管理費の電算管理費のデジタル化推進事業についても、会議等での電子化を進めるためタブレット端末を購入するもので、その財源として地方創生臨時交付金を活用いたします。また、事業概要資料として資料 10 を併せて提出しております。次の防犯灯整備事業については、自治会からの防犯灯設置要望の増に対応するため、防犯灯新設工事費を増額するものでございます。次に、7 ページ、8 ページをお願いします。戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業については、戸籍事務内連携のための機能整備を図るため、戸籍システムの改修を行うものでございます。

次に、11、12 ページをお願いします。民生費、児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務事業については、精算に伴い令和 3 年度分の国庫補助金に返還が生じるため、返還金を増額するものでございます。

次に、13、14 ページをお願いします。衛生費、保健衛生費のがん患者ウィッグ購入費助成事業については、事業概要資料として資料 11 を併せて提出しておりますが、がん患者のウィッグ購入費に対する助成を新たに行うため増額するものでございます。次の不妊・不育治療費等助成費用については、申請件数の増により特定不妊治療費助成金に不足が生じる見込みのため、増額するものでございます。次に、15、16 ページをお願いします。清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業については、資源物売払単価の値上がり及び資源物回収量の増加により資源物売払金が当初見込みを上回ることから、歳入では資源物売払金を増額し、歳出では資源物回収奨励金を増額するものでございます。

次に、17、18 ページをお願いします。商工費の海田町地域経済応援事業については、

事業概要資料として資料9を併せて提出しておりますが、海田町感染防止対策・生活応援クーポン第4弾を発行し、また海田町感染防止対策協力金を支給するため増額するので、その財源として地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、19、20ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の町道改良事業については、道路の拡幅要望等に対応するため、関係する予算を増額するものでございます。次の橋りょう事業、橋りょう修繕事業については、修繕箇所が増により不足が見込まれるため、工事費を増額するものでございます。

次に、23、24ページをお願いします。教育費、教育総務費の心の元気を育てる地域支援事業については、広島県から道徳教育推進拠点地域事業の委託決定を受けて関係予算を増額するもので、財源として、県委託金を活用いたします。次に、25、26ページをお願いします。小学校費の小学校給食室空調設備改修事業については、工事等箇所図として、資料12を併せて提出しておりますが、海田小学校給食室の空調設備の改修を行うため増額するもので、財源として起債を活用します。また、年度内完了ができないおそれがあるため、繰越明許費を併せて設定いたします。なお、特定財源の欄に記載の国庫支出金については、当初予算で計上している小学校改修事業の海田南小学校校舎照明改修工事について、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことを踏まえて歳入で増額し、学校管理費の費目に充当しているものでございます。また、それに連動し、当初予算に計上してある小学校改修事業に係る起債を再算定し、それぞれ財源振替を行っております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いします。なお、歳出に関連して説明した特定財源の増等については、個別の説明を省略させていただきます。一番上の普通交付税と一番下の臨時財政対策債については、この度の交付決定を受けてそれぞれ増額、減額するものでございます。中段の前年度繰越金については、この度の補正の財源調整として増額しております。

続きまして、議案を御説明いたします。第43号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億5,995万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億2,052万4,000円とするものでございます。次に、3ページをお願いします。小学校給食室空調設備改修事業について、繰越明許費を設定するものでございます。次に、4ページをお願いします。債務負担行為の補正でございます。記載の四つの運營業務に係る額について、本年度中に来年度以降の各業務の受託

候補者をプロポーザルで選定するに当たり債務負担行為を追加するもので、それぞれ期間と限度額を設定いたします。次に、地方債の補正につきましては、5ページに追加、6ページに変更内容を記載しておりますが、内容については、先ほど御説明しましたので省略させていただきます。以上で、令和4年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。資料8補正予算説明書の14ページ、がん患者ウィッグ購入費助成事業についてお尋ねをいたします。周知方法はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）広報やホームページに加えて、県と連携しまして、県が決定通知を送るときに町のチラシを同封してもらうなど、県と連携してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）県の助成に上乗せをして、町でも助成をしていただくということは、県内の市町でも上乗せをしているところ、まだそんなに多くないので、是非とも多くの方に利用していただきたいなというふうに考えます。それで、医療機関等薬局等でそういったチラシを置いていただくということはお考えではないでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）県内の総合病院に設置されているがん相談支援センターにチラシを配布することとしておりますが、医療機関等、それから薬局等も配布できるように検討していきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。補正予算説明書の6ページにあります防犯灯新設工事についてでございます。多くのところから新設の依頼があると思うんですけど、今回、新設されるのはどの箇所になりますでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）今回、多くの自治会のほうから要望が出てございます。例えばなんですけど、南堀川であつたり、三迫二丁目、東一丁目、砂走。10か所ぐらいありますので、そういった各所に要望がありまして、設置基準に基づいて設置することとしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番(佐中)2ページ目の臨債ですね、これに1億997万のマイナスになっていますが、先ほどの説明では、地方交付税に関連をして、これだけ臨債が減額というように説明を受けたんですが、事業をやっていく場合に、今の交付税の対象になる場合とならない場合があるんですが、この臨債について、本来やる仕事ができなくて、臨債をここで減額しておるのかどうか、あるいは、やるんじゃけども交付税で対応するのかどうか、これが1点。

もう一つは、26ページの小学校の給食室の空調の問題、これは何平米なんですかね。平米数が書いてないんですが、2,230万円、そのうち起債で、1,670万円と今、説明を受けましたけれども、室内機が11基、室外機が3基、これ、資料12に基づいてお尋ねするんですが、部屋の大きさによって違うというように思うんですけども、私から見れば異常じゃなという感じがするんですが、もちろん、熱を発生するところが多いので、職場の環境の問題もあるでしょうし、機械の老朽化の問題もあるけども、そこら辺の説明を求めたいと思いますのでお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）初めに、臨時財政対策債のお尋ねについて御答弁申し上げます。まず、この臨時財政対策債というものが、地方の財源不足についてその地方の負担分について特例的に発行する地方債で、普通交付税の振替的な性格を有しているもので、この発行に関する元利償還金については、後年度、基準財政需要額、普通交付税で100パーセント算入されるものでございます。この度は、国のほうから地方交付税と臨時財政対策債の決定を踏まえまして、それに基づき、それぞれ増減補正しているところでございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）給食室の工事についての御質問でございますが、申し訳ございません、ちょっと図面の中で、平米数というところは手元に資料がございませんので、この場でお答えすることはできませんけども、調理場の中で、調理場とそれ以外の個室に分かれた部分とで2系統、大きくはございます。現状といたしましては、調理場以外のところが、7月の時点で定期点検を行ったときに、空調自体は回ってるんだけど冷風が出ない、いわゆる故障の状態になっていることが7月の前半に分かりました。それを受けまして修繕が可能かどうかを検討したんですけども、平成15年に付けたものでして、18年

程度経っているというところで修繕が不可能というところの判断がありまして、一つは個別に分かれている部屋について空調の機械を、室外機を全部替えますので、個別についているものについて替えないといけない。併せて、調理上の中についてでございますけども、現状、稼働はしているんですが、昨今の気温の上昇によりまして、巨大な鍋を使う部分のところが、調理場 7 月とか 6 月の終わりですと、40 度近くなるという現状がございます。現状の気温との兼ね合いで増強する必要がある、また、古いということで物品の調達ができないということで、この度全館を、増強も含めて、空調を入れ替えるということで、この時期に補正をお願いするものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）1 番目のは分かったんですが、今の給食室の問題、室内機が 11 基、給食棟はそんなに大きな体育館みたいな建物じゃないんですよ。これに 11 基も必要なのかどうか、むしろまとめて大きなものをつけたほうがコストが安くつくのではないか、このように感じるんですが、提案をされとるから別に反対も何もありませんけども、感覚として不思議に思うんですね。議案の判断をするのに、ちょっとおかしいなというように感じがしたので、その辺をちょっと詳しく説明を求めます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）聞き間違いでしたら、申し訳ないんですが、室外機が 3 基。室内機が 11 基でございます。先ほどもございましたように、系統が 2 系統に対して、増強も 1 系統付けますので、室外機が 3 基、あとは細かい、室内のエアコンの部分が個別に分かれている部分がございますので、広い部屋には複数機付きますので、11 基付くことになっております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7 番（兼山）7 番、兼山です。資料の 8 の 18 ページです。全協でも説明を受けましたが、クーポン券、要は、これまで電子マネーの決済のことを大高下議員とか一般質問もされておりましたけど、このクーポンの事業に限っては第 4 弾に行きましたけど、どんなに経費をかけてでも、町内にお金を循環させることが目的という感覚でよろしいんでしょうか。町内でお金を回すという。そのためのこの事業だという感覚でよろしいんですか。コストパフォーマンス的にこっちのほうが安価だから、5 分の 1 だからということをやったと言っておられたんですが、私の計算上ですね。だけど、この紙で、SDGs に反してやっっていかれるお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）今、兼山議員が言われた町内でお金を回したいというのも一つの目的でございますけども、今回は、これまでもそうですけども、特に物価高等で生活支援を目的としております。電子決済にいたしますと、スマホを持っている人とか持っていないアプリをしていない人が対象から外れることになります。物価高に影響を受けた生活支援でありますので、全ての住民の方に届けられるということ、先ほどの町内でお金を回すということのほかにも大きな目的がございます。こだわっているのは、ここでございます。もし、全町民に配れることができるとか、町内でお金を回す仕組みが、いわゆるキャッシュレス決済事業、今、兼山議員が言われたペイペイができるのであれば、当然それもやり方の一つとして候補に上がってくると思いますが。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）でも、鶴岡部長はそう話をされたんで、ただ、その資料9をまた見たときに、全員協議会でいただいた資料にその他の7番があったんですが、今回ないので、だから、これ、何書いていたかというのと、印刷とか発送とか換金業務は全て一括で委託しますということ、そういうこと書かれていたんですが、だから、それも含めて全部町内でお金を循環させて町内の方が潤うのかなと思って、ここで質疑させてもらったんですが、そのような考えなんですか。それとは全く別なんですか。どっちかで答えてください。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）委託業務につきましては入札になりますので、町内業者町外業者入ってくると思いますので、これについてはちょっと何とも言えないところがございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。第43号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第44号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第44号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、一般管理一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第44号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

資料13、令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、令和4年度から国民健康保険税の未就学児に対する均等割額の半額軽減の新設に伴い、未就学児均等割保険料負担金の交付申請を行うに当たり、その申請書作成に使用する国保事業報告システムに新規メニューを追加するためのシステム改修費として16万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。先ほどの歳出の国保事業報告システムの改修費用が特別調整交付金の交付対象となるため、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金を歳出と同額の16万5,000円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第44号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億5,196万1,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。第44号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査のため、9月3日から8日までの6日間、休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、9月3日から8日までの6日間、休会といたすことに決します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

なお、次の会議は9月9日午前9時から開会いたしたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時12分 散会